

第九回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和六十二年九月十日(木曜日)
午後一時七分開会

委員の異動

九月三日

永田 良雄君

補欠選任

鈴木 和美君

八百板 正君

九月四日

鈴木 和美君

八百板 正君

山本 正和君

高杉 勉忠君

九月九日

高杉 勉忠君

補欠選任

高杉 勉忠君

及川 一夫君

九月十日

高杉 勉忠君

補欠選任

八百板 正君

本岡 昭次君

出席者は左のとおり。

委員長

岡部 三郎君

岡部 三郎君

理事

高木 正明君

高木 正明君

水谷 力君

水谷 力君

宮島 渥君

宮島 渥君

稲村 稔夫君

稲村 稔夫君

刈田 貞子君

刈田 貞子君

青木 幹雄君

青木 幹雄君

上杉 光弘君

上杉 光弘君

浦田 勝君

浦田 勝君

大塚清次郎君

大塚清次郎君

熊谷太三郎君

熊谷太三郎君

坂野 重信君

坂野 重信君

鈴木 貞敏君

鈴木 貞敏君

初村滝一郎君

初村滝一郎君

また、去る四日、鈴木和美君及び山本正和君が委員を辞任され、その補欠として八百板正君及び高杉勉忠君が選任されました。

防止し、国民生活の平穩と安定に資するため、特に、法的措置を講ずることとした次第であります。

○委員長(岡部三郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

第一に、国及び地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等を防止するため、必要な施策を総合的に講ずるよう努めなければならないことといたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

第二に、製造業者等は、その営業に係る流通食品について、流通食品への毒物の混入等があったことを知ったときは、警察官等に届け出なければならないことといたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

第三に、主務大臣は、流通食品への毒物の混入等の防止等のため、製造業者等に対し、必要な指導、助言等を行うことができることといたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

なお、主務大臣は、流通食品の流通を所掌する大臣、すなわち飲食料品については農林水産大臣、酒類については大蔵大臣であります。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案を議題といたします。

第四に、国または地方公共団体は、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持または製造業者等の経営の安定のため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならないことといたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

第五に、流通食品への毒物の混入等を行った者を最高十年の懲役に、また、これによって人を死傷させた者を最高無期懲役に処する等の罰則を設けることといたしました。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案の趣旨であります。

以上が、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案の趣旨であります。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案の趣旨であります。

なお、前述第二の届け出をしななければならない者を製造業者等に限定いたしました点及び届け出義務に係る罰則に両罰規定を追加いたしました点は、衆議院農林水産委員会における修正に基づく

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案の趣旨であります。

また、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(岡部三郎君) 次に、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案の趣旨であります。

また、委員の異動について御報告いたします。

ものであることを申し添えます。

何とぞ御審議の上、速やかに御可決いただきますようをお願いいたします。

○委員長(岡部三郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(岡部三郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま、八百板正君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○委員長(岡部三郎君) それでは、先ほど決定されました参考人の方々の御出席を願っておりますので、御意見を承ることにいたします。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用中のところ、本委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案につきまして、それぞれの立場から忌憚のない御意見をお伺いいたしまして、今後の本委員会の審査の参考にさせていただきます。きたく存じております。よろしく御意見をいたします。

それでは、これより御意見をお述べいただきますが、あらかじめ議事の進め方について申し上げます。

御意見をお述べいただく時間は、議事の都合上、お一人十五分以内とし、その順序は、池田参考人、田村参考人、藤崎参考人、柳原参考人の順といたします。参考人の方々の御意見の開陳が一応済みしました後に、委員からの質疑にお答えをいただきたいと思います。

それでは、池田参考人からお願いいたします。

○参考人(池田正範君) それでは、委員長のお許しをいただきまして、参考人としての意見を述べさせていただきます。私は財団法人食

品産業センターの理事長をいたしております池田でございます。

結論から申し上げますと、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案に對しましては、私ももとより賛成しては、この法案に賛成をする立場にございます。

その理由を申し上げますが、御案内のように、昭和五十九年三月に、俗に言われます怪人二十一面相なるもののいわゆるグリコ・森永事件が発生をいたしました。それ以来警察庁の認知事件数だけ取り上げてみしても、この種類の犯罪が昭和五十九年に五十一件、六十年に百一件、六十一年には二百二十二件というふうに、年を追いまして倍増の非常に脅威的な発生件数を見えるわけでございます。

翻って我が国の食品企業、これを国民経済計算ベースで国民全体が一年間で支払います飲食費、これは昭和六十一年ベースでおよそ五十兆円に達するわけでございますが、その約六〇％に相当する三十兆円前後のシェアを食品企業としては持つておるわけでございます。

食品産業と申しますと、俗に食品工業、食品卸売業、食品小売業、それから飲食店といったようなものが全部含まれて食品産業と俗称しておりますけれども、この食品産業に就業しております就業人数は、農水産業が現在五百万人前後でございすけれども、この食品産業の就業人数は七百万人に達しておるわけでございます。

また全製造業に占めますところの食品工業の地位でございますが、これはいろいろの尺度があると思いますが、一つは、例えば事業所の数で申し上げますと、八万二千カ所、シェアにいたしまして一〇・九％のシェアを持つております。また従業者の数で申しますと二百二十万人、一〇・五％というところでございます。それから出荷額で申し上げますと、ほぼ先ほど申し上げました三十兆弱でございますから、これも約一〇・五％というところになるわけでございます。いわば全製造業に對してはほぼ一〇％のウェイトを持つ産業で

あるというふうにお考えをいただいてよろしいかと存じます。中でもこの出荷額につきましては日本最大の業種部門を持ちます電機あるいは自動車といったようなものに次ぐ第三位のシェアを持つ大きな産業分野であるというふうに言うことができようかと思っております。

なお、これらの生産をいたしましたものはどういうルートで入ってくるかということになります。これは先ほど申し上げました食品卸売業、小売業といったようなところを通ずるわけでありますけれども、特に最近進出の著しいスーパーからほぼ四二％のものが買われておる、こういうことでございます。これは後で申し上げますところの加工食品をスーパーを通じて買うということから、いろいろな問題を今回の事件と関連して発生しているわけでございます。

申し上げるまでもないわけではございますけれども、この安全性に疑問を持たれるようなものもはもはや食品としては失格でございまして、まして加工食品というのは、一見しましてもいいか悪いかについてはなかなか消費者が見分けがたいという性格を持つておるわけでございます。したがって、食品工業サイドといたしましては、食品を製造し包装するということを含めまして、国民に提供する義務を負っているわけでございまして、食料の安定供給という社会的な使命の点からいっても、安全性の確保ということが最大の使命であるというふうな考えられるわけでござい

ます。

ところが、最近、御案内の製品に対するいたずら、あるいは異物、毒物の故意な混入というふうなことが、これは国際的に見ましてもそうなんでありまして、完全に安全に包装するという形で防御できないという実問題があるわけでございす。飲食品の価格では包装に使用します包装費は約一〇％内外というのが限界費用というふうに一応考えられておりますけれども、その安全包装、これは俗にタンパー・レジスタント・パッケージというふうな国際的には言われておりま

すが、この安全包装というふうなことに對しまして、もう少しそれは金をかけるということで、やや安全性を増すということが技術的にないわけではありせんけれども、御案内のように、食品のコスト全体が過大になるということになりますから、したがって、法外なコストというものは商品の性格上かけにくいわけでございす。しかも完全でない、こういうことでございすので、この面からも非常に企業としては対策に苦慮しておるというのが実情でございます。

それから、一番代表的な事例として挙げられますグリコ・森永事件等のこの種の犯罪発生の特徴について、業界側として見ておることを申し上げますと、一つは、やはり包装の弱点をついてくる、包装が完全にいかないことを百も承知でつてくる。しかもセルフサービスという販売形態が近代の販売形態であるというこの弱点をついてくるというふうなことで、手取り早く企業をおどして金を強奪するとうふうな短絡化の傾向というものが一番大きな特徴であるかと思

うわけでございす。二番目には、これは日本だけではないけれども、世界的な風潮というふうな考えでございす。二番目には、いわば余り汗をかかず労せずして一獲千金をとるといったような傾向が最近非常に強くなってきている。三番目には、電話とか手紙あるいは最近のCDカードといったようなものを利用いたしまして、自分は全く表に姿をあらわさないで金銭を奪取するといういわば陰湿な性格を持つておる、こういうことがこの種犯罪の一つの形として見られるわけでございす。これらはいずれも最近の都市化現象あるいは情報化の社会を迎えられた現代の社会病理現象の一つではないかというふうな考えられるわけでございす。

そこで、現行刑法の問題でございす。殺意までは持たずに、俗に言う、いたずらに少し質的に毛の生えた程度の中毒などを起こさせるというふうなつもりで毒物を混入した場合に、そのことによつて死傷の結果が生じなかつたというふうな

場合もあるわけですが、現行刑法では傷害未遂の規定はございませんので犯人を処罰することができないわけでございます。また仮に結果的に処罰する法要件が整った場合でございますも、毒物混入行為というものの、そのものに対する処罰規定が現行法ではございませんので、やはりその行為そのものを罰するという法的な体制がこの際どうしても必要なんではなからうかと業界側では考えるわけでございます。

それからもう一つ、偽計業務妨害罪というような法定刑もございまして、しかし、これもまた三年以下の懲役または二十万円以下の罰金というようになことでございまして、御案内のような国民を底知れないような恐怖に陥れ、大きな社会不安を引き起こすというふうなこの種の毒物混入行為に対する刑罰といたしましては、諸外国と比べましてまあことに軽過ぎるというふうな考えられるわけでございます。この種の新型の悪質犯罪の再発防止のためにもどうしてもやはり規定の明確化、抑止効果のための罰則の強化ということをぜひ国会の御審議を通じてお決めいただけたらというところが私も切なる願いであるわけでございます。

他方、業界側といたしましては、自己の全く責任でないという体制のもとで、仮に毒物混入恐喝の対象になりますという、当然これは新聞報道等を通じて一般に知られるわけでございますが、これを売ります企業サイドからいたしますと、当然そのような危険のあるものを店頭で置くわけにはいかないということになるわけでございます。まして、対象商品が一齐に店頭から全面撤去をされるというふうな形になるわけでございます。今、先ほど申し上げましたように、スーパー等いわゆる量販店の店頭の棚というものは食品メーカーにとりましては命綱でございます。そこにどれだけ売りやすい地、場所にとだけだけのシェアを占めて食品を置いてもらえるかということは年間の売り上げに非常に大きな影響力を持つわけでございます。それが一転、この問題が起きますという、全

部棚おろしをされてしまうというわけでございまして、これがいつもの棚に復帰できるかということについては全く見当がつかない。したがって、当然安全確認のために極めて長い間に多数の従業員や、またその従業員の家族というものが動員をされて、非常に大きな努力と費用を莫大に使ひまして、大きな損失のもとに現状回復に躍起となるわけでございます。

例えば、今問題になりました一番大きなM製菓の場合でございますけれども、これらは御案内のように五十九年の九月十二日にまず一億円要求の一通の脅迫状が当会社に出たわけでございます。翌々でしたか、二十日ですね。二十日に某新聞社がこれスクープをされて、これが元で全国のマスコミに非常に大きく取り上げられた。これはもう最初のことでございまして、マスコミのこれらに対する報道の形についても、何と申しますか、余り大きな形というものができ上がっていません。余り大きな形というものができ上がっていません。取り上げられたわけでございます。

十月の同社の売り上げは前年比で六〇%減つてしまふというふうなことでございまして、十一月の販売額は前年同月比で七十億円の減、返品の出たというふうな惨状のありさまになったわけでございます。スーパーやデパートの店頭から同社の製品が全面撤去を迫られて、製品を回収するあるいは工場生産を半減するというふうなことで、パートの従業員四百五十人をとりあえず自宅待機をさせる、それからその後ついにその全員を解雇せざるを得なくなったというところまで追い込まれたわけでございます。一カ月間だけの損失が既に十億円というところでございまして、年間、この事案に対します同社の全体の損失は百三十億円に上るといふに言われておるわけでございます。しかし、御案内のように同社を救えという民間の非常に大きな広範な援助運動が巻き起こりまして、例のお菓子の千円パックの袋詰めのお菓子を各職場でもさばいていただくというふうなことを、恐らく行政府では初めてでござい

まいしょうが、個人の、個別の私的な会社の応援に農水省を中心にして立ち上がつてくれまして、従業員とその家族三千人がすべて街頭に出ましてこれを売り歩いたわけでございます。小売店三千店に一軒一軒頭を下げて歩いたというふうな異常事態であつたわけでございます。

また、従業員のボーナスは即日二割減というふうなことで、支給日も十日もおくらせるといふようなことで、まことに従業員にとりましても残念なことであつたわけですが、現在に至りましてもなお同社のベースアップは業界で最低の状態にある。ちょうど三年たつたわけでございますけれども、なお三年を経過した今日でも三年前の一〇〇%の水準にまで業績が戻っていないというのが現状でございます。

また、他の社におきましても、たまたま二番目、三番目になりますという、報道の方と警察の方との間でもいろいろと影響度を考えられて一つのルールをだんだんつくつてこられて、なるべく会社側への影響を少なく、かつ社会になるべく不安を起さないようにというふうなことで、だんだんいわば利口なやり方を発見してくれたわけでございます。そういうふうなことに比べて、損失が数十億とかあるいは数億とかいうところまで食いとめられた会社もあるわけでございます。

したがって、食品会社といたしましては、極めて会社自体の損得のことから考えれば、なるべくこの種のものは表に出ないというところで対応できれば一番いいわけでございます。しかし、隠密裏に事を運ぶということが逆に犯人側に乗ぜられる一つのすきにもなるわけでございます。したがって犯人だけでなく、特にそういうものの製造に従事していたりします職員、従業員も、うちの会社はどうなるんだろうかというところの不安、動揺が非常に出てくるわけでございます。したがってこれらの情報につきましても、これをコントロールしていくことはなかなか容易ではないわけでございます。

また、企業自身の立場として、犯人からその種の要求が出てまいりますという、会社全体がこうむるその後の何年かにわたるつらい損失と膨大な犠牲ということを考えまして、えてして犯人の要求に屈する方向への誘因が十分にあるわけでございます。これをやはり断ち切らして、犯人と対決させていくというふうなきっかけというものをどうしても制度的に持つていくことが必要であらうと業界自体も考えるに至つておるわけでございます。したがって、残念ながら昨年の夏に某社が恐喝に对应いたしましたために、マスコミに報道されまして、恐喝成功事例として警察当局からも異例の協力要請を得た事案があるわけでございます。この事案ができました後、同種の、いわばコピーキャットと申しますか、物まねの事件というものが続発をいたしまして、急激に昨年の七月以降事件がふえたわけでございますが、そのために当産業センターといたしまして、警察の強い協力要請を受けまして、食品業界全体に及ぼす悪影響を断ち切るためのいろいろと措置を会員の各会社におきましてございまして、

既に御承知おきと思いますが、一九八二年にアメリカではタイレノールという鎮痛剤の中に青酸カリを混入するという事件が発生をいたしました。七名の死者を出したわけでございます。したがって、これは今もって解決を見ておりません。したがって、一九八三年にアメリカの議会は、アメリカでは州法とそれから中央の政府との持つ法律の体系が、それぞれ日本とはちよつと違つた関係になつておりますけれども、刑法の一部を直して重罰規定の導入をするというふうな形をとっております。

申し上げますまでもないことでございますけれども、この種の恐喝事件というのは無差別に人命を危険にさらす極めて悪質な事件であるといふふうに考えられるわけでございます。特に一般消費者を人質にとるといふところが極めて特異なことでございます。菓子とかアイスクリームといふふうなことになりますという、毒物が混入され

た場合に、文字すら読めない子供が皆人質にとられるということになるわけでございまして、したがって、毒物混入恐喝の対象になりました企業の製品は、スーパーの店頭から先ほど申し上げましたように撤去をされまして、安全確認の日まで莫大な損失をこうむるというふうなことでございまして。現状を回復するのに長年月を要するというふうなことでございまして、私どももいたしましては、ただいま提案を見ておりますところの毒物混入法案の一日も早い御審議と成立をお願い申し上げます。切にお願い申し上げます次第でございます。

○委員長(岡部三郎君) どうもありがとうございます。

次に、田村参考人をお願いいたします。

○参考人(田村憲一君) 食品労連の中央執行委員長の田村であります。本委員会で見聞を申し上げる機会を与えられたことにつきまして、大変光栄に存じておりますし、感謝をしております。

食品労連は食品関連の百三十五の労働組合で組織をしておりますが、食品産業で働いております労働者及び労働組合といたしましては、本案につきまして賛成の立場で意見を申し上げます。

食品産業には多くの労働者が従事しており、安全で質のよい製品を適正な価格で安定的に生産、販売するために努力しているところであります。私たちが、食品産業が健全に発展し、企業経営が順調に推移することを通じて、雇用の安定と労働条件、福祉の向上を実現できるわけであります。労働組合も協力し、製品の安全衛生の確保、品質管理の徹底に努めているところであります。このような立場と努力が、いわれなき理由により、ある日突然脅迫状の一通あるいは電話の一本で脅かされ、不安な状態に陥られ、生活基盤を失いかねない事態が現実になっており、解決していかない事例が多いわけで大変困っているわけであります。本法の必要性的な理由であるグリコ・森永事件

件はまだまだ完全解決をしておらず、まことに悔しい思いでいっぱいでありまして。当時の状況は広くマスコミに報道され、世間からの同情も呼び、被害企業と労働者に対する激励と御支援を全国からちょうだいし、心から感謝をしております。その影響は今日まで残っております。

事件発生によって受ける労働者、労働組合への影響やその後の問題点といたしまして、三つほど挙げたいと思っておりますが、第一に、労働組合は労働条件向上に向けた活動をしているわけであります。が、こういう事件が発生いたしますと、すべての活動が中断され、企業防衛に協力するというよりも、労働組合の組織を挙げて流通段階の製品の安全確認、製品の直販活動、さらには世間への状況説明と支援要請、あるいは犯人に関する情報収集などに取組むことになるわけであります。事件が長期化したとしますと、業績の急激な悪化に伴いまして、賃金、一時金初め労働条件は大幅にダウンせざるを得ない状況に追い込まれるわけであります。

例えば森永の場合に、この三年間の平均賃上げは、定期昇給を含めまして年平均三%であり、食連の平均と比較いたしますと、毎年一%強低い水準であります。事件発生直後は、ベースアップはゼロでした。一時金も年間で毎年、平均より〇・五%以上低く、事件の最中の年末一時金は二〇%カットされました。その結果、平均賃金、初任給も平均よりかなり低い水準となっております。事件発生前はほぼ平均的な水準でありましたが、現在では平均賃金は、食連の平均よりも基準賃金でおよそ一万七千円低い水準でありまして、初任給は食連大手の中で最も低い水準というところになっております。

二番目の問題といたしましては、雇用不安の問題が生じております。先ほど池田参考人から御説明ありましたように、森永の場合、当時は工場の操業度がほぼゼロに近い状態になりました。臨時従業員やパートの方々が四百五十名、一時的に雇用を打ち切られるということにならざるを得

ななかったわけであります。その際は労働組合に対しても大変おしかりをいただいたというような経過がございます。また社員につきましても、当事者でなければわからない大きな不安が続いたわけであります。ある日新聞に連載で家族の不安な毎日が載せられたというような経過もあるわけであります。グリコにつきましても、関連下請企業の雇用調整が行われまして、本来は構造不況業種に限って適用される雇用保険法に基づく雇用調整助成金の支給対象に指定され、その給付を受けて雇用調整をせざるを得なかった企業もあつたわけであります。

三番目には、事件発生によって大変な労働過重、労働強化が起きてくることであります。店頭での商品チェックや緊急時の対応のため長時間の勤務が続き、それも正規の勤務というよりも自発的、またサビス労働というような形で深夜まで、また休日にも出勤せざるを得ないというような状態が続くわけであります。さらには、家族も含めて対応せざるを得ないということになりまして、職場だけでなく家庭生活にも影響が及んでくるわけであります。

私どももいたしまして、流通食品に毒物を混入させるといふような行為を世の中からなくす、防止するための法的、行政的措置を望み、今日までも政府、政党にも要請をしてきたところであります。流通食品に毒物を混入させて企業や消費者を脅迫し、社会不安を引き起こすような行為は社会悪であり、法律に違反するということを国、国民が決意を持って明確にしていきたいと思います。またそのことを、法律が成立したいたしましたならば国全体に徹底していただきたいというように思っております。当然法律でありましてから、違反に対してはやはり厳しい処置も必要ではないかというように思っております。また、このような事件が発生した場合、関係者が協力し合い、犯人の不正な要求に応じない体制が大事であり、そのためには届け出義務は社会的な責任だと思っております。

さらに、事件が発生した場合には適切な流通維持を図り、被害企業に対する援助と救済措置を講じていただかないと、私企業としては多くの従業員を抱えて長期間企業活動がストップし、倒産もしかねないという事態に追い込まれるわけであります。その補償はどこにも持っていけないのが現実であらうかと思っております。本法案につきましては社会正義と善意の発想に基づく法案と理解しているわけであります。

グリコ・森永事件の際、大変気になることが一部でさやかれました。それは犯人が捕まっても人身を殺傷していないのであれば大した罪にはならないのではないかというふうなこと、犯人はそれを承知でやっているのではないかと、犯人は正義に立ち向かうよりも経営の本音としては取引にに応じた方が得策であるのではないか、現実的な選択をした方が企業として生き延び、従業員を守るのではないかという声がかなりあつたということでありまして。健全な社会秩序を維持し、公正な社会を築き上げていく上でこのようなことがあつてはならないと思っております。本法案によりそのような疑問や不正が起こらないようきちんとした法

律があつても犯罪は完全にはなくなるという点も事実ですが、現状では決め手となる防止策もないのではないかと、私どももいたしまして本法案が成立しました場合、一つのよりどころとして大きな安心感を持つことができないと思っております。このような観点から見まして、本法案につきましてはほぼ私たちの考えにも沿った内容になっているのではないかと、このように思っているわけであります。本法案が成立されるよう強く望んでおります。実は私どもの組合はけさから定期全国大会を開催しているわけであります。冒頭の委員長あいさつでもこの件につきまして改めて組織で確認をし、本委員会に臨んでいるところであります。

○委員長(岡部三郎君) どうもありがとうございます。さうございました。

次に、藤崎参考人にお願いたします。藤崎参考人。

○参考人(藤崎生夫君) 弁護士藤崎生夫でございます。この法案に対して若干意見を申し上げます。させていただきます。

結論を先に申し上げますと、問題なしとしない点もありますが、この法案におおむね賛成いたします。そこで問題なしとしない点を先に述べてみたいと思います。

まず、現行刑法の法条で現在の事案に対して賄えるのではないかと問題があるのではないかとと思ひます。例えば現行刑法を見ますと、業務及び業務者を保護するものとして偽計による業務妨害罪、これは刑法二百三十三条ですが、この条文を見ますと「偽計ヲ用ヒ人ノ信用ヲ毀損シ若クハ其業務ヲ妨害シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス」と規定しているわけですね。業者の財産権を保護するものとしては恐喝罪、同未遂罪の規定がありますが、これは刑法二百四十九条以下の規定ですが、この条文も「人ヲ恐喝シテ財物ヲ交付セシメ」または「財産上不法ノ利益ヲ得」た場合は「十年以下ノ懲役ニ処ス」と規定しているわけですね。他方、一般国民の健康を保護するものとしては、これは刑法二百四条ですが傷害罪の規定があり、「十年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金若クハ料二処ス」としているわけですね。ですから、在来のこれらの規定を現状の事案に合わせて活用すれば、あるいは対処できる、このような問題として考えられるのではないかと思います。

次に、この法案の法定刑が重いのではないかといい点です。さきに引用しました業務妨害罪の法定刑は、三年以下の懲役または二十万円以下の罰金もしくは料と規定しているわけですが、この法案では第九号及び二号ですが、「流通食品に、毒物を混入され、添加され、又は塗布された及び「毒物が混入され、添加され、又は塗布された

飲食物を流通食品と混在させた者」は「十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」といふかなり重罰規定を置いているわけですね。さらにこれらの手段によって人を死傷させた場合ですが、刑法の傷害致死罪は二年以上の有期懲役ですが、これは刑法二百五条ですが、この法案では「よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する。」と、これまた極めて重罰規定を置いているわけですね。これらの点から現行刑法の刑の均衡といえますか、バランスがとれているかという点が問題として考えられるわけですね。

しかし、私としては右のような問題点もあるかと思ひますが、飲食物に毒物を混入するという犯罪類型に対する法律というのは現行刑法は持つていないわけですね。すなわち毒物を飲食物に混入し、あるいは混入するといふ、そしてそういう手段によつて社会を恐怖させるというような犯罪類型は、スーパー等の量販店あるいはマスコミユニケーション、マスメディアの発達した現代社会において初めて発生した犯罪類型であると思つております。したがって、現行刑法、これは明治四十一年に施行せられた古い法律ですが、この現行刑法では全く考えていなかったというのが現実の問題であると思ひます。

法定刑の重いのではないかと問題ですが、現行刑法にも水道毒物混入罪というのがございます。これは毒物を混入して公衆の健康を害する行為を処罰の対象としているわけですが、そういう観点からはこの法案と同じような性質を持つていられるわけですね。この刑法百四十六条を見ますと「水道ニ由リ公衆ニ供給スル飲料ノ浄水又ハ其水源ニ毒物其他ノ健康ヲ害ス可キ物ヲ混入シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス因テ人ヲ死ニ致シタル者ハ死刑又ハ無期若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス」と、これは全くの重罰規定を置いているわけですね。この法案と水道毒物混入罪を比較しますと、必ずしもこの法案が均衡を逸しているといふふうには言えないといふふうに思ひます。

また、この法案が対象としている飲食物に対する毒物混入という犯罪なんです。この犯罪はその特質といひますか、極めて特異な現象なんです。素早く他に模倣されるといふそういう現実があると思ひます。発生件数を参考にして見ますと、昭和五十九年五月から六十二年六月までで発生件数は四百十件でありましたが、さらにこの発生件数が年を追うごとに増加しているといふことが報道されておりますし、そういう模倣性が強いという特性があるかと思ひます。このような犯罪に対して、現在の状況では対処する方法、抑止する効果的な方法がないといふわけですから、私はこの法案もやむを得ないといふふうに考えます。

以上です。

○委員長(岡部三郎君) どうもありがとうございます。次に、柳原参考人にお願いたします。柳原参考人。

○参考人(柳原武男君) 柳原参考人でございます。東京弁護士会所属の弁護士でございます。座つて述べさせていただきます。

私は反対の立場から意見を申し上げます。せつては私も是非にいいことだと、国民の側からこういう議員立法をなさるのが極めて適当であるといふふうには考えておりますが、ただこの法案につきましては種々問題がございますし、私どもの立場もございまして反対の意見を述べる次第でございます。弁護士会と申しますと、特に東京弁護士会とか日弁連とかいふと、反対のための反対とかいふようなうわさも出ておりますが、弁護士会も最近では反対のための反対なんていうようなことはだんだん旗をおろしております。我々弁護士は結局議員の皆様方と同じように国民の側に立ちまして、特に刑事被告人といふような弱者の立場に立つて考えざるを得ないものから、このような意見を申し上げる次第でございます。

まず、何で反対かと申しますと、泥縄的な急いだ立法といふことに反対でございます。鉄は熱いうちに鍛えるといふようなことわざもございまして、立法といふものはその反対でなくちやいかぬ。やっばりゆつくりあらゆる分野の意見を聞いて、それで立法をなさるのがいい。そういう意味でこの法案につきましても、もう随分前に一度出まして、再提出といふことで時間をおかけになつたといふことは、これは非常にいい傾向だ、もう少しゆつくり慎重に立法していただきたいといふふうにお願ひする次第でございます。その場合に、私ども反対の意見を申し上げるわけでございますが、広く国民の声を聞きながら、あらゆる立場の声を聞いた上でひとつ立法していただきたいといふふうにお願ひいたします。

次に、刑罰万能主義と申しますか、重い罰を科すれば犯罪が防止できるんじゃないかという考え方に反対いたします。グリコ・森永型の犯罪は、これは憎むべきものでございまして、再発は許されないとすることは当然でございますが、世の中と申しますものは重罰を科すれば再発が防げるといふほど甘いものでないことは皆様方御存じのとおりでございます。やはり犯罪の防止の第一は犯人を捜査するといふことでなくちやならないので、こういうことはもう子供にもわかることだと思ひます。したがって、このグリコ・森永型の犯罪につきましても、これを捜査するための、あるいはその他の施策を大いに検討するべきでありまして、立法さえすればそれでいふ犯罪が防止できるということでは安易に新立法に走られるといふことはよろしくないといふふうに考えるわけでございます。

もう過去のこの委員会その他で御議論になっておりますように、グリコ・森永型のこの犯罪は、現行法でもこれを捜査さえできれば相当の重罰に処し得るということではもう明らかなことでございます。その後にはたくさん出ました便乗犯でございますが、これはもう大部分検挙、処罰ができておるわけですね。このことによつて便乗犯といふのはもう大体おさまつてきておる。こういうことか

から見ても、新立法の厳罰主義を見てやめたわけじゃございませんので、そういう検査をされるということの方が大事だということの現実を直視していただきたい。

それから次に、この構成要件が不明確であるという点で反対いたします。この法案では、流通食品とそれから毒物につきまして詳細な規定を置いておられます。しかしながら「公衆に販売される飲食物」というものの範囲は、これは広くも狭くもいろいろ解釈がされて、これ非常に重い刑罰が科せられることから考えますと、もう少し明確な限定をしていただきたい。それから毒物につきましても、二条の二項三号でございしますが、毒物または毒性が「前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの」というような規定を置かれまして、これも毒物である、こういうふうに拡張しておられますが、これは非常に拡大されやすくて、いまいでございまして、こういう構成要件で処罰されるということは非常に危険であるというふうな考え次第でございします。

それから、刑罰の不均衡あるいは重罰化ということでも反対いたします。この点につきましては、藤崎参考人からこの程度はやむを得ないというふうな御意見もございましたが、改正刑法草案に飲食物に対する毒物混入行為を罰する飲食物混入罪というものが二百五条に規定されておりますが、その刑は三年以下ということになっておるわけですね。そういうのから考えますと、この法案での飲食物の範囲とか、それから飲食物の範囲が流通食品に限られておるといこととか、毒物が非常に毒性の強いものに限られたように見える、広げられておりますので、必ずしもそうも言えないと思うんですが、まあ限られておるといことを考慮いたしまして、懲役十年の刑は均衡を失っているんじゃないかというふうに考えます。例えば業務上横領とそれから普通の横領というふうなのがございますが、同じ横領でも業務上横領であれば、普通の横領が懲役五年以下ということになっておるのに、業務上横領であれば懲役十年以下

下というふうになります。これもせいぜい二倍ですね。そういうことから考えましても、この三年の懲役の三倍以上というのは少し不均衡ではないかというふうに考えております。

それから次に、通報協力を罰則で強要するという問題について反対いたします。これはこの犯罪の重大性から通報協力が必要なのはよくわかるわけですね。しかしながら、その通報協力というものを罰則で強要するかどうかというところが問題なのであります。特にこの法案におきましては、主務官庁というものが決められておらないわけですね。やはりこういう法案の後のことを考えますと、主務官庁をはっきり決めておかれるというところが大事ではないかと思うのでありますが、主務官庁もはっきりしておらないのに、警察への通報を罰則で強要するわけですね。こういうことを罰則で、しかも強要するというのがどうかというのを考えるわけですね。ただ、法案では、前にこの法案が出ましたときには一般人への通報義務を規定されておりましたが、今回は製造業者に限られたということではまあ一歩前進であるというふうに評価いたします。しかしながら、もう一歩進んで、この刑罰による強制というのを削除するべきではないかというふうに申し上げたいわけですね。

結論的に申しますと、国民全体の声を冷静に聞きながら、ぜひ後日に悔いを残さないような立法をやつていただきたい。今までに既に論ぜられたことと同じような意見にすぎませんが、特に弁護士の方から一言申し上げた次第でございします。終わります。

○委員長(岡部三郎君) どうもありがとうございました。以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わりました。それでは、これより参考人の方々に對し質疑を行います。質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○稲村稔夫君 参考人の皆様方には大変貴重な御意見あるいは切実な御意見、いろいろとお聞かせをいただきまして大変ありがとうございます。私はこれからそれぞれの参考人の皆さん方にお聞きをしたいと存じます。私の持ち時間といいたすのは、私が質問いたしましたお答えをいただく、その時間全部、お答えいただく時間も含めて三十分という範囲でございしますので、ひとつよろしくお願いをしたいと存じます。

まず最初に、池田参考人にお伺いをしたいのでございしますが、いろいろこの法案に期待をしておられ、言ってみれば、成立のためにもいろいろと御要望をしておられたという経過もあると思えます。例えば政府の側が積極的に提起をする、してほしいというふうなことを今までおやりになったことがあつかうか。つまり政府に対して強力なそういう体制づくりを御要望になつてきたということとおありになるかどうか。あれば、どういう要望をしてこられたかということをお伺いしたいと存じます。政府というのいろいろと関係省庁ございしますけれども、具体的にもしございしましたら、こういうところへこういう要望をしてきたというところをお聞かせいただければ大変ありがたいと思ひます。

それから次に、今も特に最後の柳原参考人から御意見ございしました中を伺つておりました、私も若干その辺が疑問が残るわけでありまして、私も、この法案が成立をいたしましたということになりますと、裏取引というものはこれでかなり大きくチェックできるというふうな、セーブできる、こういうことになるのでありましようか。特に、毒物の混入についてはおどかしの段階というよりも確認をしたときに通報義務とか何とかというふうなことがなつてくる形になつておりますけれども、これは先ほど流通段階のお話を聞いていますと、毒物がもし混入をされると、これ確認は大変なことなんだと、こんなふうに思ふんですね。先ほどのあれじゃありませんけれども、水

道水あたりですと、もう水道水に入つたというところで、その水全部だめと、こういうことでありましようが、この間のグリコ、森永のときのことを考えましても、何か混入されたものを、そのものを見出すことというのなかなか容易なことではないんじゃないだろうか。流通関係が広がるればなるほどその辺のところが大分心配になつてくるわけでありまして、ということが逆に、やはり裏取引で何とかできればという気持ちというものを残してしまふのではないだろうか、そんなことも危惧をいたします。

それから三番目は、これ流通段階のことだけに限られておられるわけでもなく起つておるわけですね。それから、食品だけではなくて、我が国では今まだ聞いておりませんが、先ほどお挙げになつたアメリカの例などは医薬品ということになるわけでありましかつても、そういう意味でいいますと、何か食品の流通段階だけの対応ということ、この種の犯罪に対する対応というのがいんだらうか、こういう率直な疑問もございします。その辺もお考えがお聞かせいただければと思ひます。

次に、田村参考人にお伺いをしたいわけでありましかつても、やはり労働者の立場として、もう政府に対していろいろのことを言つてこられたのではないかとおもうに思ひます。政府にどういふ対応を要望してこられたのかというふうなことをお聞かせをいただきたいと思ひます。それから次に、働く仲間の中にもこういうことを、今度のこうした法律が必要だというふうな立場に立つておられるようでありましかつても、そのお話をどれだけ広げていく、要するに働く仲間の連帯感ということで、何も食品労働者だけではなしに、全体の中へ広げるという御努力をなさつていただろうかというふうなことをお聞かせいただきたいと思ひます。それからさらに、あの森永以降いろいろと大変だつたと思ひます。事件の起こつたところ、脅

迫されたところは大変だったと思いますが、この法律で、私は、やはり監視体制とか雇用不安とかいろいろと言われたそれらのことがどれほど軽減できるのかなということも、ちょっと具体的に、よくわからないものですから、苦勞しておられる立場から、こんなふうなことになるんじゃないかというのがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、藤崎参考人にお願ひしたいんでありますけれども、これは問題なしとはいひないけれどもということ、原則的にはやむを得ないのじゃないかという御意見でございました。しかし、その場合に、先ほどもちよつと柳原参考人からも出ておりましたが、刑法改正草案とかかわりで整合性だとか何かいろいろと、法律の整合性だとかいふようなことがあるんだらうと思ひますけれども、その辺、先ほど言われましたように、現行刑法は明治の産物である。しかし刑法改正草案というのは、時代は随分新しくなつてきています。しかし、それがまだ実際には提起をされる段階になつていないというのにはいろいろな理由があると思ひうんであります。そうした関係の絡みということのをどういふふうな考へておられるかということであります。

それからもう一つは、警察の捜査ということの中で主務大臣への報告が記載をされておりますけれども、これは捜査の秘密とかそういうものとの関係というのがどういふふうになるんであらうか。よく捜査の秘密上ということ、なかなか主務大臣のところもまだ明らかにできないというふうな、そういうふうなことを起るものではないだらうかということに氣にするものですか、御見解が伺いたいわけでありませう。

それから、柳原参考人にお願ひをしたいわけでありませうけれども、今、現行刑法との整合性ということも問題がある、こういう御指摘をいただきました。特に、今のお話で大体わかつたような氣もいたしますけれども、なお刑の量によつて犯罪が、何といひますか、抑止効果が、例えば重い刑

罰になれば抑止効果が高い、こういうふうになかなかストリートにいかないというふうには私は受け取つて伺つたんでありますけれども、その辺ももう少し理論的にお教へをいただけたらありがたいと思ひます。

それから、この法案の中で、今五、六ほどの批判点を挙げられましたけれども、その中でも特に問題であるというふうにお考へになつてゐる部分というのをお聞かせをいただければありがたいと思ひます。

以上です。

○参考人(池田正範君) それでは稲村先生から御質問のございましたこと、私の分に関するところをお話し申し上げたいと思ひますが、第一点は、法案をつくることについて政府側に要望したことがあるかというお話でございましたけれども、実は、御案内のように、先ほど申し上げましたが、この事件が起りました五十九年の九月、非常に大きな影響力が出たもので、業界といたしましても早急にこれにこたへては対応を講じてもらわなさいとかいふふうなことで、直ちに内部にこの対応を検討する事は会議を持ったわけでございます。そういったしまして、数回の検討会を実施いたしておりました段階で、実は同年の十二月に自民党側でこれに対応するプロジェクトチームをつくるという機運が既に出てまいつたわけでございます。たまたま私も、したがって早急にお手当てするいう機運というのに乗つて早急にお手当てがいただけるのであれば、この際政府であらうと党側であらうと、まあちよつと失礼な言い方ですが、けれども、早くこの法律をつくつていただける体制ができるならば、その上に乗つてとにかく実現を早めたいというふうな気持ちから、実は同年の十二月に自民党側のそういった動きを拝見をいたしましたとお願ひをいたしました経緯がございます。

自民党側は六十年の一月にはもうプロジェクトチームを先ほど御提案になつた宮崎先生が中心になつておつくりになられたわけでございます。以来、農水省とか通産省とかを宮崎先生はお呼び

になられて、グリコ・森永事件の経緯について立法の前段階になる事実の確認をいろいろとされておつたようでございます。したがつて、私も漸次そういう体制で自民党の政調会の方へそういう話の中身が上がつてまいります過程が外からうかがひ知れたものでございますから、したがつて、それではひとつそのような形で議員立法をお願いできればそれで結構ではなからうか。

先ほどちよつと参考人の意見で申し上げましたように、アメリカでも大体この事案ができました、ほぼ三カ月ぐらゐの後は国会で、与野党で話し合つて案をつくり上げて、翌年には成立をさせたというふうな非常に手早い対応をしておられたので、やっぱり我が国におきましても同種の犯罪に対しては、まず何よりも早く対応する、そして抑止力を発揮する。アメリカの場合もこれができるまで犯罪が非常に激減をいたしました。きさつともございます。私自身も昨年アメリカへ参りまして、向こうの実態も見てきておりますので、したがつておくれればやはり意味がなからうというふうな考へまして、実はそのような形でお願ひを申し上げてまいつたわけでございます。

それから、この種の法律をつくることによつて、例えば通報義務等を課すること、裏取引のチェックになるのか、あるいは逆に誘因をつくつてしまふのではないかとといったような御意見であつたかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、現在の段階でのいろいろな発生した事案を見ましますと、どうして最も最初に経営者側に対して、おまえの企業がこのままこの問題が表に出ることによつて起る非常に大きい損害、しかも長期にわたる苦痛というものを考えた場合に、裏取引に應ずることが一番安全がりで安全ではないかということをお説き言つてくるわけでございます。そうしますと、森永製菓のごとき大企業になりますと簡単に動けないと思ひますけれども、しかし一部には動いた事例があることからも察せられますように、もしそういうことが未然に防げて、かつわずかな金額で済

むということであるならば、それで済ませれば経営者としては安全な道だという感じを持ちがちであることは確かでございます。

そういうふうな雰囲気というものが一時森永事件以降方々にややびまんしかつた時期もございました、こういう法律成立自体に対して企業サイドとして、個別の企業サイドとして果たして全部いいことづくめであらうかどうかということについての検討を内部でした時代もあつたわけでございます。そういう時期を経まして現段階ではやはりこの種の通報義務というものを罰則つきでこうむつても、むしろ逆に犯人側がそういう罰則で縛られた企業の経営者に対して秘密裏に裏取引を強要するといふことが条件としては困難化させるといふふうに私も考へまして、やはり法律をお決めたことの意味は十分あるといふふうに現段階では考へておるやうなわけでございます。

それから、当然この問題は薬品その他の問題が波及してまいりますという、そういう問題についての対応策ということにもなるやうかと思ひますが、でございますが、これは私も専門外でございますのでわかりませんが、まあ毒物、劇物のような形で取締法等も薬物の方にあるやうでございます。また特に問題は、この種の事件が主として小売店、まあ量販店でありまして、要するに小売店の店頭でこういう事件が起きますと、日本、日本の現在の法体系からいいますと、一番末端の瑕疵のある商品を買つた売り手側とそれを買つて損害をこうむつた買い手側との間の民法上の損害賠償の問題がまず発生するわけでございますが、現実にはこの手のものについては全く売り手側としての対応が、全然知らないで他人が入れたものを売つたわけでございますから、したがつてどうしてもそこで問題が途中の一次卸あるいは二次卸等を通じてさかのぼつて、最終的にはメーカーのところまで参つて、そしてメーカーが、そこで例えばメーカーの不注意なり不法行為を媒介にして起つたやうな場合には、そこでの不法行為を媒介とする事件ということで処理をされる。

これは他のいろいろな毒物事件でもそういうものはございましてけれども、そういうふうな形になろうかと思うんですけれども、そこでも実はメーカー自体は知らないうちに入れられておるわけで、特にメーカーが出荷をいたしました後の段階で入れられることが非常に多いわけでございますので、したがって、この手の縛り方としてはやはりそういう毒物を混入する行為そのものを、どの段階であろうと毒物混入をする行為そのものを縛る縛り方でないと効果はないのではなからうかというふうに思うわけでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、そういうふうな感じでございます。

○参考人(田村憲一君) 稲村先生からの御質問にお答えします。

まず第一に、政府に対する要望事項としては、食品労連及び中立労連といたしまして、森永事件が発生した直後にこの問題について関係省庁の一元的組織による対応をとっていただきたいということ、雇用対策を含めまして業界、企業への救済措置の早期実施をお願いいたしました。また、同年の暮れには毒物等の保存、使用についての管理を強化するための法的、行政的措置を強めていただきたいという要請もしてきたところであります。

次に、この取り組みにつきましては、食品労連だけでなく上部団体である中立労連を通して、この法案の成立に向けて政党への要請等働きかけをしていくことを機関で決定しております。また、全民労協の食料政策の中において流通段階の安全性確保の項にこの点を生かしているわけでありまして、森永支援のために、昭和五十九年の秋から六十年の初めにかけまして、千円パックの販売につきまして、労働四団体と全民労協、さらには地域の労働組合組織など全面的な御支援をいただいていた経過にもあるわけであります。

三点目には、この法案の抑止効果に大いに期待をしているところであります。最近の傾向として、要求や目的のはっきりしない嫌がらせなども

多発しているわけであります。安易に食品に毒物を混入させる、そのことが大きな罪の意識になつていないのではないかなという感じがするわけでありまして、そういう嫌がらせ、脅迫を受けた方は、そのことだけで大変な混乱状態に近い事態に迫り込まれて、そこに働いている労働者が大変苦勞しているという実態があるわけですが、この法案の成立によって軽減されるというように期待をし、また信じております。

以上です。

○参考人(藤崎生夫君) 稲村先生の第一の質問は、改正刑法草案との関係だと思つたのですが、この改正刑法草案は昭和四十九年に公表されました、今から十五年近く前という古いものなんでしょう。それで、当時の起草者の考えていたのは、例えば当時事件がありました青酸カリを酒瓶に、振る舞い酒ですか、に入れて飲ますとかいうような事件がありましたので、それを念頭に置いていたんじゃないかと思うんです。この法案が対象としている事案というのは、グリコ、森永型の何といひますか、国民生活の流通過程が変わつてきて、ほとんどの国民がスーパーから買ひ物をするというような現状のもとに発生した新しい犯罪である。その犯罪に対して対処するという目的があります。その改正刑法草案とはやはりかなり違つてゐる面があると思ひます。したがって、改正刑法草案では飲食物毒物混入罪の刑は三年以下の懲役と軽いわけですが、現在の状況からいって、この法案との不均衡はやはり質的な違いがあるんじゃないかと、このように思ひます。

それから、先生が第二に問題にしました行政官庁の守秘義務との関係ですが、これは第七条三項に、主務大臣に各関係機関は協力する、このような規定をわざわざ置いた趣旨は、やはりその辺の考慮があるんじゃないかと思つております。ですから、余り問題はないんじゃないかというふうな考えますけれども、終わります。

○参考人(柳原武男君) 柳原でございます。

ただいまの稲村先生からのお尋ねでございますが、私の刑罰万能主義に反対と申しますことにつままして御質問があつたように思ひますが、この新しい立法によつてグリコ、森永型の犯罪が防止できるかどうかということは、私どもは、そのこと自体は新しい犯罪ですから、これに対して新しい立法をもつて臨むということ、これは必要なことだと考えております。しかしながら、刑が非常に重い、重い刑の犯罪で何かやればそういう犯罪が防止できるんじゃないかという考え方に反対というところでございます。何でも厳罰にさえ処すれば犯罪が防止できるというふうなものじゃないということは、殺人罪について、これは死刑まであるような規定になつておりますが、やはり殺人は防止できないというところでございまして、重く罰すれば必ずその犯罪が防止できるものじゃないということをお願いいたします。

それから次に、特に何を言ひたいのか、特に何が反対だと言われれば、これは構成要件が不明確になつておるということですね。これがもう第一。次には、その刑罰が余りにも不均衡であるというところでございまして。刑罰が不均衡だというのは、きつき業務上横領のことを申し上げましたは、ある犯罪型の中で一部の特に重い罪につきまして重い罰を規定するということはよく行われるのでございまして、その例などから見ても、この三倍以上というものは重過ぎないかと、こういうふうに申し上げるわけです。

それからひとつ、私の申し上げました通報義務を罰則で協力させる、罰則で強要するという点につきましてでございますが、この点につきまして、裏取引をこれによつて防止するんだというふうにお考えだと少しこれはやぶにらみではないか、余りそれには関係がないんじゃないか。この第四条の規定は、これは毒物の混入があつたときのことなんですね。裏取引をするのは、これはそういうことのない段階なんですね。おどしの段階で裏取引をやるというのが主でございまして、既に毒物を混入した段階で裏取引なんというのは余

り考えられないことですね。ですから、そういうたびにこの通報義務を刑罰でもって強要するんだとおっしゃるんだとそれはちよつとおかしいのじゃないかというふうに申し上げたいのでございまして。

以上でございます。

○鈴木貞敏君 いろいろそれぞれの立場で参考人の貴重な御意見をお伺いしまして大変ありがたうございました。

私、いろいろお伺ひしまして、個人的な見解を含めましてこの立法、法案につきまして私の考えの一端を申し上げ、そしてまた御意見も聞きたいわけでございますけれども、日本は非常に治安がいいと、こういうふうな一般に言われるわけでございますが、今、国際的に見ましても、非常にやはり治安水準が高いことは事実でございます。しかし、世界各国、大変やはりいろいろ悩みを抱えておるわけでございます。その例に漏れず、日本におきましても犯罪がどんどん毎年ふえておる。百六十万件というふうな認知件数になつておるわけでございます。幸いに検挙率は余りダウンしないで六〇%台を保つておるようでございますけれども、とにかく年々ふえておる。

しかも、その中で、この立法に関連するような極めて社会的に関心の高い凶悪な事犯、あるいは現在の社会経済構造の変化に伴つての新しい型の犯罪が出ておるといふのが一つの大きな特徴であらうと思ひます。そのほか、交通死者がどんどんふえていくとか、あるいは麻薬、覚せい剤事犯がふえていくとか、あるいはテロ、ゲリラの風潮が国際的にもふえておるとか、いろいろあるわけでございますけれども、何といひましても、犯罪がふえていくようなこういう傾向にある。その中で、いろいろ特異な犯罪がやはりこれからもふえていくというふうなことであらうと思ひます。

そういう中で、いろいろ反対の中でも、泥縄式じゃなくて、ひとつ慎重なる検討の上でやるべきだというふうな御意見もあつたわけでございますけれども、つい最近の市場でもありました投

資ジャーナル事件、あいつた株式市場を舞台にしたいわゆる大型詐欺というふうなことを契機にいたしまして、投資顧問業法というふうなものが即刻制定されるといふふうな経緯もございました。とにかくこういった変化の激しい時代において、やはりこういったものも事態にいろいろ早急に対処していかなければならぬというの、これからのいろいろ出てくるんではなからうか、こういうふうな私は想像するわけでございますけれども、その中で毒物混入事件、これはまことにもって非常に影響の大きい大変な事件であると思うわけでございます。

先ほど田村参考人がおっしゃいましたが、中には死者が出ないからいいんじゃないかとかというふうなことでも甘い考えがあるというふうな仰せもございましたが、私も全くその点同感でございます。一部愉快犯というふうなことで、放火事件とか何かに関連していても、何か非常に戯画化した観点から非常に悪質な犯罪を第三者的に見るといふふうな、そういうふうな空気もあるやに感ずるわけでございますけれども、このグリコ・森永事件等に象徴される、警察庁指定第百十四号事件に象徴される事件、これもまさに極めて悪質であるわけでございまして、池田参考人もる申し述べましたように、全国民を人質にしておる、それとまた流通秩序というものを決定的に破壊する。

そして、先ほど来それぞれの関係者の本当に大きな苦勞をそこにもたらしておるといふふうなことでもございまして、食品産業が七百何十万でございまして、全部入ると、そのくらの人口になつておるといふふうな聞いておりますし、先ほど、るるいろいろなシエアの問題、そういつたいろいろな面で触れましたが、全く国民生活と密着した格好で、我々の身近に、生活に密着しているわけでございます。そういう中で、年齢を問わず生命に危険を及ぼすような毒物混入というふうなことで、これはまさに大変な凶悪なる犯罪であるとい

う認識をまず我々は持たなくちゃならないんじゃないか、こう思うわけでございます。

そういう中で、水と治安はたじやないわけでございます。やはりこういったいろいろの特異な犯罪には全国的にスクラムを組んで対処しなくちゃならぬということでございます。この法案におきまして、国の立場、地方公共団体の立場あるいは製造業者の立場あるいは行政機関それぞれが力を合わせてひとつこういつた凶悪犯に対処していこう、そして被害をなくしていこうというふうな非常に行政的な面を含めましていろいろ細かい配慮をされておる立法である、こういうふうにも私も思っております。先ほど来話を伺つておつて感ずるわけでございますが、戦後の日本の一つのこういった犯罪に対する考え方として、社会公共の維持とか社会秩序の維持というふうなものよりも、もとより基本的人権というのは、被害者の人権、これはもとより大切、しかし被害者の人権といふのもこれまた大切、基本的人権といふのはすべて被害者も被疑者も含めたすべての人の基本的人権を大切にしなければならぬ、こういう立場であると思ひますが、それとあわせてやはり社会秩序の維持というふうな観点から、これから国民的な関心を持つてやつていかなければならぬ、こういうふうにも思ふわけでございまして、この立法ができましたとも恐らくこういう犯罪はなくなるだろうと私は思ひます。しかし、相当の抑止力があるだろうと思ひます。

そしてまた柳原参考人もおっしゃいましたように、検査にまさる防犯なし、これはまさにそのとおりでございます。やはりグリコ・森永事件も一日も早く検査する、これがやはり国民の期待にこたえる警察の姿勢であらうと思ひますけれども、残念ながらまだ検査されておらない。しかもまた現在のようなこういったいろいろの捜査の難しい状況、都市化は犯罪を誘発するというふうなこと、あるいはいろいろ証拠物というのが大量生産であり大量消費であるというふうなこと、いろいろ

いような困難な状況がどんどん加重されておるわけでございまして、これからの決して一〇〇%の検査というものはあり得ないだろうと、こういうふうにも想定されるわけでございます。

そういうことを考えますと、やはりこの機会にむしろ遅きに失したぐらいで、もつと早くこういうあれをしてもよかつたんじゃないか、こういうふうにも思ふわけでございしますが、そういう点につきまして、将来のこの種事犯の発生の見通しというふうなものにつきては、それぞれの参考人の方の御意見を聞かせていただければありがたいと思ひます。

○参考人(池田正範君) 今、鈴木先生からお話のございましたこの法律ができてこの種の犯罪といふものがなかなか根絶するといふことは難しいのではないかと、これは正直言つて私もそう思ひます。問題は、起きてしまつた後の検査の問題が、これを防止するといふ機能もさることながら、やはりこれから犯罪に入らうとする前に、それを何らかの形で入らずに食い止めることができれば社会の秩序維持には一番大きな貢献ができるわけでございまして、私も先ほど来る申し上げておりますように、一〇〇%にこれを食い止めることができることではないにしても、特に社会の病理現象といふふうな形で起きてきたいたずら犯罪なるものを一般的に防止するといふふうなことから、この法律の持つ抑止力というものをやはり期待していきたいと思ふわけでございます。

それから問題は、あとは先ほど申し上げましたが、食品業界で年間新しい製品として出てまいつております数字は三千種類から多いときは五千種類でございます。従来はこれらたくさんある新品種というものが主に夏から秋にかけて集中的に出してくるわけでございます。その中で一番品種の多いのは菓子類でございます。チョコレートを中心とするような菓子類の製品、これをいろいろな形で加工した商品が出てまいつてくるわけでございまして、ところが最近ではだんだんに季節性がなくなつてまいりまして、新しい商品が春先

から暮れまで間断なく出される。それからもう一つは、本来の菓子メーカーあるいは食品メーカーでない新しいメーカーの新規参入が非常に多くなつてきているわけでございます。特に最近、円高で輸出依存型の産業というものが製造業の中では思ひにくい分野もたくさん出てきているわけでございまして、したがつて、これらの業態の方々がいわば手っ取り早く食品製造業に形を変えていく、あるいはやつている仕事の片手間で食品の製造もしていく、こういうふうな形が非常に多く出てきているわけでございます。

そういうことを考えますと、やはり食品製造業者としての国民生活あるいは国民の生命に対する安全度の保持といふものは、従来の業者だけでなく、新しく出入りし、入ってくる業者に対しても、常に製造を開始しようとする日から同じ気持ちのレベルに立つて心を引き締めてやつてもらわなければならぬといふふうな私どもも考えるわけでございしますが、これらの問題が、いわゆるいたずらの風潮といふふうなものを片一方に持ちながら常に新規参入、ニューエントリーを迎えるといふ業界の立場から考えますと、一にも二にもとにかくこの抑止力を法律に期待して、この種の形で案件が繰り返されないように、私どもとしては深く希望をしております。

○参考人(田村憲一君) 私どももいたしましては、この法案の成立、施行によつてこの種犯罪がゼロになるだろうといふことはいいように思ひますけれども、このことによつて大きな抑止効果が期待されているわけであります。この法案が成立した場合には、当然広く国民に周知徹底されるような努力がされるだろうと思ひます。そのことによつて食品に毒物を混入させる、あるいは脅迫するといふようなことが大きな社会悪であるといふことを通じて犯罪の予防につながっていくのではないかとこのように思ふわけであります。グリコ・森永事件という大きな教訓をもとにこの法案が検討されたわけであり、ぜひ

それを具体的に法制化していただくということがよりよい社会の建設のために必要ではないかというように思っております。

○参考人(藤崎生夫君) 私、いたずら事犯を含めて、こういう事犯というのはなかなかなくならないと、そうふうに思います。しかし、この法律ができれば新聞等も報道すると思ひますし、かなりの抑止力になることは間違いないと思っております。

○参考人(柳原武男君) 柳原でございます。

抑止力になるかどうかの点につきましては、やはりこれはこういう規定が刑法上抜けておりますので何らかの措置は必要だろうということは考えております。で、この規定を置けば、しからばこの犯罪が防止できるかということになりますと、単に重い刑罰をおとしただけではそれほどの効果があるものじゃないということを申し上げたいだけで、全然立法がむだであるというふうに申し上げておるわけではございません。

○鈴木貞敏君 私、こういった本当に変化の激しい時代でございますので、社会秩序の維持という観点から絶えず法律制度というものを直直しというか、見直ししながら必要とあればこれを改善するということについては、それぞれの分野で勇氣を持ってやっていかなくちゃならぬ時代ではないか、こういうことを感じておるわけでございます。その一つの端が今回の立法でもあらう、こういうふうに理解しておる者の一人でございます。

池田参考人にお伺いしたいんですが、いろいろ先ほど包装の効率、何といひますか、限界の問題、包装の問題もちよつとお話ございましたが、この事件を契機にしていろいろ業界で工夫されて、いわば毒物を混入されないようないろいろの手だてをやられたような当時報道その他であつたわけでございますが、相当研究開発、そういったあれでいろいろやられたようですが、その辺も御紹介、お聞かせいただける点があればひとつお願いしたいと思います。

○参考人(池田正範君) 安全包装につきまして、既にもうコストの余りかからない形で比較的效果があると思われるものにつきましては各メーカーはそれぞれかなり実施をいたしておるわけでございます。あるいは先生方もお気づきになった向きもあるかとも思ふわけでございますが、例えば一番簡単なのは、包装の箱をのりづけして簡単にがれないようにする、はがれると必ずはがれた跡が残るといったような形を発想の原点にいたしましていろいろのバックが出回つておるわけでございます。

幾つかお話を申し上げますと、一つはフィルムを上にかぶせまして、これをオーバーラップすることによつて、フィルムが破けますという二度と同じフィルムが上からかぶつたような形にはならないような、そういうフィルムバックによるオーバーラップシールというやり方も一つございます。また、破らないと中身が出せないという形のプリスター・ストリップ・バックというような考え方もございます。それから、商品が紙紙とプラスチックの容器で固定しちやつておるものがございます。したがつて、容器を台紙からはがしませんという取り出せない、そういうふうなことで、一度いたずらをしてしまうと、何とかそこで後復元するのには手間がかかるというふうな形のバックパックというふうな形のもがございます。

それから、俗に言うシュリンクというか、しわの寄ります紙をシールの上に張りまして、ちよつと例えば針でついたようなことをいたしまして、それがばつと縮んで切れてしまふというふうなシュリンク・シール・バンドというふうなものをバンドとして製品の上から張られておるものもございます。それからまた、プラスチックとかホイル、薄い銀紙ですね、ホイルとかそういうふうなものでもシールをする。で、破れないと開封ができないというふうな袋詰めにしておるものもございます。それからもう少し嚴重なものでは、例えばプラスチックとか、あるいは金属製のものを上

からブレイカブルキャップとしてかぶしてしまつておるものもございます。これらはかなり金がかかるわけでございます。売る中身が百円の物に百円の包装をいたしましては売れないものですから、これはそれぞれの品物の値段によつて使い分けておるわけでございます。

それから、例えば歯磨きのような形のものにつきましては、ちよつとチューブの先に穴をあけて、そして開封しないと開封できないようになつておるような工夫をしたものもあるようでございます。その他液状のようなものにつきましては、エアゾールを使つたコンテナを使つておるようなものとか、種類は数十種類いろいろと考えられておるわけでございます。しかしいづれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、これならいかなる形で犯人が対応しようとしても絶対に復元できないというふうなものは実はないわけでございます。したがつて手を加えますとコストは急激に上がつてまいりますけれども、それによる安全度の向上というのはいくらでも見合はなくなつてくるということ、大体の全体としての水準としては飲食品価格のほぼ一割程度をめぐりにしてかけるけれども、その程度の段階で完全なものとはとても技術的にできないというのが現状でございます。

以上でございます。

○鈴木貞敏君 田村参考人にお伺いしたいわけでございますが、先ほどの御意見の中で、届け出義務、これは会社として当然の責任だと、こういう趣旨の御意見があつたわけでございますが、組合の方としてやはりこういう表に出るということによつてのダメージということを考えた場合、いろいろのやつぱり率直に言つて御意見があるんじゃないかと思ひます。それはケースケースにもよると思ひますが、そういう中で、今先ほどの御意見のような結論で、非常に私は正論としてそういう意見が出てこられたということですが、実際にはやはり議論の中ではいろいろの御意見も社員の中、組合員の方にもあらうかと思ひますけれども、

も、その辺何かお伺いできる点があればひとつお知らせ願ひたいと思ひます。

○参考人(田村憲一君) グリコ・森永事件以降、多くの食品企業でこういう事件に直面してゐるわけでありまして、やはりこの種の問題につきましては、最初からすべて社員に連絡されるというよりも、やはり最初はトップシークレットということとで対策が講じられるのではないかなというふうに思つております。で、事件が明るみに出た場合に、余りにもグリコ・森永事件の深刻な事態というものがどうしても食品関係に働いておる者の頭の中にあるわけでありまして、そういう問題があるわけですから、こういう届け出義務につきましても確かにいろいろな考え方、見方があらうかと思ひますけれども、それをしていただければこういう事件の再発は防止できない。やはりこういう法律を制定していただくということでは、製造業者自体もこの点に対する強い決意がなければならぬのではないかと、そのことによつて初めて社会に受け入れられ、こういったことの防止に向けた国民的な合意というものが得られるのではないかと、このように思ふわけでありまして、そういう面からいへばやはり届け出義務がないと、単に刑罰を強化するということでは法律になりかねないのではないかなというふうに思つたりするわけでございます。

○鈴木貞敏君 どうもありがとうございました。結構でございます。

○刈田貞子君 参考人の皆様、きょうは大変御苦勞さまでございます。最初に質問だけを順次お伺ひしてまいりますので、後ほどお一人お一人お答えいただきたいと思います。

まず池田参考人にお伺いをいたしますが、私も先ほど包装等の弱点あるいはセルフサービス販売方法等の弱点についてお伺いをいたしましたので、包装の分についてもお伺いをいたしたいと思ひましたけれども、ただいまお答えがありましたのでそれは割愛いたしまして、販売方法の方のセルフサービスの弱点というふうな点について、

何らかの検討がなされたかどうか、まず一点お伺いします。

それから二番目は、先ほど来この法案が成立することによってかなりの抑止力を期待できるということを言われておるわけでございますが、私はこの法案そのものを見ていただいているうちに、まず目的から「流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定める」とのしというところから始まるんですが、その「措置」なるものを一生懸命この中で探そうと思うんですが、さした措置もないわけですね。これが全体を通じての話だろうと思えますけれども、今後かなりの抑止力になるというのを言われるからには、その一番眼目になるもの、基本になるものとするものがあるんだと思うんですが、一体この法案のどこが最大の抑止力になるのか何えれば、何条のどれがそうなのかということについてお伺いし、教えていただければ大変ありがたいと思えます。

それから、田村参考人にお伺いをいたしますが、これもまた今の鈴木委員のお話と同じことなんでしょうけれども、先ほど意見開陳のときに、届け出義務は当然の社会的義務であるということをおっしゃられて、大変重要な発言でございします。しかし、この当然の社会的義務であると思われているはずのものに対して、それをなさない者については罰則があるわけですね。そういう問題については、私は先ほど来、この後もお伺いするわけですが、柳原参考人のお話等も伺いながら、いわゆる刑罰主義というのがいいのかどうかというもので、この届け出義務に対する罰則というもののいささか疑問を持っておるものでございまして、これは後ほど柳原参考人の方にも伺うのですが、もしそれは当然の義務なんだというふうにお思になるのなら、この条項は外しても大丈夫かどうかということ。これを一つ伺います。

それから次は、先ほどこれができることによって、大変に一つの自分たちが勤労していく上でのよりどころになるという御発言をなさっていました。私はこれはかなりの中身の法案だと思ってい

るんです。それが働く方にとつてはよりどころだということであるのなら、よりどころというのなら、もつとほかのところによりどころの求め方がないのだから。ガードマンをいっばいつけるとか警察の人にもつと見回ってもらうとか、よりどころという考え方のなれば、もつと違う考え方があるのじゃないかなと私は思うものですから、そのお考えの一端を。

しかし、過去の事件等を通じて、勤労者の皆様、そして会社の皆さん、そしてその御家族の皆様が大変に御苦労をなさつてこられた経過はよく存じております。それで、その経験等も通して、そうした不慮の事件に遭つたとき、皆様方がいろいろ手だてもいただいた、しかし、この点のことがまだ不備であつたという、救済の方法についての御要望があればあわせて伺わせていただきます。

それから、藤崎参考人にお伺いをいたしますが、私はこの法案を見て、率直な感想として思いますが、それは、製造者の皆様、そしてまた今言われた勤労者の方、そしてその御家族の方々の被害救済ということにつながる法案であることはよくわかりましても、抑止力ということでは効果があるものであろうかというふうに思ふわけですが、これも、この被害に遭つた人、不幸にもその毒物に触れて被害を受けた人、その被害者のことは何にも触れてないわけですが、私法律のことはよくわかりませんので、その手の方々に對してはどういう救済方法があるのか。つまり、ドリンク剤にパラコート等が混入されて、そしてそれがもとで亡くなった方の事件なんかたくさん続発しておつたわけではございませんから、こういう種類の人たちへの救済という問題はどのように考えればよろしいのか、この問題を一つお伺いいたします。

それから柳原参考人には、先ほど構成要件が明確でないということをおっしゃられて、特に流通食品というような問題に触れられて、その辺のところ非常な不明確である、明確性を欠くというようなことをおっしゃっておられました。私も

大変同感なんです。それで、もしこの法案をまともに生かすすれば、それはどんな形の補整の仕方をすればよろしいのかというふうに私は考えておりますのでお教えいただければと思います。それから、主務官庁が非常に広がつておるわけでございますけれども、その辺のところでのこの法案を使つて事件処理等をするとときに不都合が起きてこないのかどうかという問題も含めてお伺いをいたします。

以上でございます。

○参考人(池田正範君) 包装とともにセルフサービスの弱点ということを最初の説明の際に申し上げたわけでございますが、これは申し上げるまでもなく、セルフサービスというのは、売場の現場に職員が立ち会つていない、売り子が立ち会つていない販売形態でございます。したがって、当然そこで置かれた商品に何らかの手を加えられましても、それを直ちに発見するということが非常に難しい条件下にあるわけでございますが、ああいうような問題が起きてから、ほかのいろいろな危害の問題も含めまして、例えば監視カメラを中に据えろとか、あるいは監視員を適当な間隔で回らせろとかいうふうなことをやっている店もございします。

しかし、御案内のように最近は大形のスーパー以外にもコンビニエンスストアといったような形で小型の店もたくさん出ておまして、そこいらはほとんど一人の人が店を常時管理しているというような場合もあるわけでございますから、したがって、これらの店舗で常時各商品にいたずらに加えられるかどうかを見続けろということとは、物理的にはちよつと不可能ではなからうか。したがって、むしろそれらの穴の多い販売の現在の方式に對して、犯人側は非常に犯罪の場を拡張しやすいというのが現状であるかと思ふわけでござい

ます。

森永の問題が起りました後は、担当の官庁等から、品質管理の徹底とか、あるいはなるべく包装を厳重にするとか、ちよつと簡単にはいたずら

ができにくいような体制をしくことについて、いろいろ行政指導もあつたやうでございしますけれども、何しろメーカーサイドといたしますと、それが卸段階を何段階か経まして小売段階に参りますので、どの段階についてもメーカーから直接の手を離れております。したがって、セルフサービスという形で最後売られるまでの過程におきましても、なお必ずしも完全に常に監視をし続けるという形にはなりませんし、またストックが最近減つてはきておりますが、ストックも例えば自動倉庫のような形で、だんだんに人手にかわる機械ということになりますので、結局はコストとの関連もございしますけれども、人命に関することなので、問題が起きてからでは間に合いませんので、センサー等を使つたいろいろな方式というものを今後技術的には発達させていくというふうなことも一つの技術的な方法ではなからうかというふう

に考えられるわけでございします。

それから、この法律について、毒物混入を防止するためのいろいろな措置を定めるのだということであるけれども、罰則を高めて処罰を重くするということ以外に何の措置が主体としてはあるのかと。よく御承知の先生なので私もそう言われま

すという非常に何と申しますか、お答えしにくい面もございしますけれども、この法律をよくごらんいただきますと、確かに毒物混入を未然に防止するための抑止措置としての罰則の強化というところもあるわけでございしますが、第三条に国の施策とか、あるいはそれに同じ水準で地方公共団体も施策を講ずるとかいうふうなことで防止措置を総合的に講ずるとかいうふうなことが書いてあるわけでございします。無論これは国なり地方公共団体があることであるので、この中身が何であるかを業界として今から見通すことは難しいわけではございませんけれども、しかし、何と申しますか、今申し上げましたようなこれから考え得るいろいろな手だてというものを国も行政機関も業界も全部合わせまして、この種のものを追い出すために総合的に連携を取り合つてやるという、そ

ういう雰囲気づくりというものがこの法案から出てくれば、これは一つの進歩ではなからうかというふうにも考えておるようなわけでございませう。ただ、具体的にそれではどんな措置があるのだというふうに詰められますと、今の段階ではさつき申し上げましたようなことも業界の中では一部考えつづつあるというふうなことを申し上げたいわけでございます。

それから、あとは今の、ちよつとおかしいことがあつた。これは「毒物の混入等があつたことを知つたときは」と書いてございませうけれども、当然業界といつたしましては、毒物の混入があつたかもしれないという疑いを持ちましたときには、直ちに捜査当局と連絡をとつてそして未然にそのような形が出ないように防ぐというふうなことを一般的に指導要綱を背景に置いて、ぎりぎり処罰を受ける際の構成要件は知つたとき後というふうなことであらうと実は解釈をしておるわけでございます。いろいろの御立法法だいたいの自民党御当局の立法過程での御議論等を外から聞いておりますという、私もそういうことではなからうかというところで実は了解をしていこうなわけでございます。

○参考人(田村憲一君) 届け出義務につきましては、これは脅迫された企業に裏取引をさせないという、と同時に犯人にもそういう裏取引が法律でできないんだということによつて両面から犯罪を防止する効果が出てくるのではないかなというふうに思つてゐるわけでありませう。

それで、実際にそういう脅迫がされた場合に、それが単なるいたずらなのか、あるいは実際に毒物が混入されているのか、その辺の判断も難しい状況もあるかと思ひますけれども、万が一にでも毒物が混入されているかもしれない。そういう場合に製品の回収等をやはり企業としてはやつていかなければならぬわけですね。それで、そういったこととか、あるいは良識ある人は法律違反をしないように社会生活を送つてゐるわけですが、法律としては罰則のない法律というのは単に

努力義務ということにもなるのかなというふうな感じもするわけで、罰則を強化するということが私たちが言つてゐるわけではありませうが、そういったことについてはやはり法律上明確にしていただくことが一番大切なんで、その辺については先生方の御議論、御審議の中で判断していただければいいのではないかなというふうに思つてゐるわけですね。

それから二点目に、この法律が成立した場合に、私たちとしては流通食品に毒物を入れるということが法律違反なんだと、そのことによつて抑止効果を期待してゐるわけでありませうけれども、日常的にいつ脅迫されるかわからない、いつ毒物を混入されるかわからない、そういう不安定な状態で行事をするというところは耐えられないわけでありまして、少なくともこういう法律が成立いたしますと、そういうことはゼロになるかどうかかわかりませうけれども、少なくとものじやないかな、そういうことで一つのよりどころにしたいという期待を込めての気持ちを申し上げたわけでありまして、それ以上にもし事件が起きた場合等につきましては、警察への全面的な協力、そのほかの当然協力はしていかなければならないと思つております。

それから、森永事件のときに千円パックの販売につきましてお聞きしたところでは、およそ六十億円の製品が通常の流通ルート以外のチャンネルで販売されたわけで、そのことによつて当該の企業、従業員は大きく勇気づけられたという経過にありますが、これは当時政府に対する要請事項をした際にも感じたわけですが、やはりこういう問題が起きたとしても私企業に対して政府としてはどこまで救済ができるのかどうかという現実の問題がやはりあるわけでありまして、たまたま森永千円パックの販売につきましては農水省を窓口にして全面的な御協力をいただきましたけれども、こういうことがしつちゅうかつ長期間にわたつて行われるとも思ひないわけですね。そういう面からこういう事件がもし起きた場合には、やはり

現行法あるいは制度を総動員して救済ができるようにお願いをしたいというふうに思ひます。

○参考人(藤崎生夫君) 御質問は被害者の救済の点だと思ふんですが、現行法の建前としてはやはり民事訴訟あるいは何か民事的な方法によつて被害の救済を図るというのが建前だと思ふんです。ただし、損害賠償を受けられない場合について、現行法でも犯罪被害者等給付金支給法という法律がございまして、この条文を見ますと「犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給することについて規定する」ということになつておりまして、遺族給付金と障害給付金、これは両方とも一時金ですが、そういうものは出ることになつております。ですから、一応これでカバーするということになると思ひますけれども、以上です。

○参考人(柳原武男君) 柳原でございます。私に對しましては構成要件の問題で明確にするにはどうしたらいいかということ、私も余り立法の方が専門でございせんので私の感想だけ申し上げますと、法案では「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物をいう」というふうな規定されておりますが、この流通食品といふものと、何だかスーパーで何だで売られるような商品というイメージでございませうが、今度はその定義規定を見ますと「公衆に販売される飲食物」ということになりまして、飲食店で供されるような飲食物、その他販売機で販売される飲食物、こういういろいろなものがこの定義規定によつて含まれるように規定されておるわけですね。ですから、流通食品という最初のイメージと少し違つたものに實際はなつておるといふようなことで、しかもそれが極めて広範な範囲の飲食物をとらえておるといふことで、これが不明確な一つの原因なんですね。もう少し何か流通食品らしいものに限定していただくべきじゃないかということでございませう。

それから、毒物につきまして、この第三号を削除されるとかいうように、これこれに掲げるものというふうにもうはつきりなさつたらどうか、それだから重いんだ、こういうふうなされればそれは重い原因もわかるわけですね。ところが、その他これに「類似するもの」というふうに広げておいて、それでもつて重い刑罰で処するんだ、こういうのはちよつとおかしいのじやないかということでございます。

それから、次に主務官庁のことでございますが、これ考えられますのはまず厚生省だとか、それから農水省、それから通産省というように幾つも考えられるわけですね。主務官庁がたぶんあるということがいいことかどうかということになりますと、それはいい場合もあるかもしれないが、こういう犯罪的なことになりまして責任のなすり合わせというふうなことになるか、極めて責任関係が不明確になるのじやないか。ですから、せつかくこういう法律をおつくりになるのだつたら、何か主務官庁を一つにお絞りになるとか、あるいは一つか二つにせめて絞られたらどうかというふうな考えております。

○刈田貞子君 ありがとうございます。

○鎌山博君 グリコ・森永事件というのは絶対に許すことのできない卑劣な事件です。反社会的だし、再びこれが繰り返されるようなことがあつてはなりません。しかし、この事件に便乗してこういう形の法律をつくらうとしてゐることに私は反対です。そこで、幾つかの問題について一問一答の形で御質問いたします。

まず、池田参考人に聞きたいんですけども、スーパーなどでお金を取つて売つてゐる食品に毒物を混入する、これが処罰の対象であることは議論の余地がないと思ひます。ただ、無償で配つてゐる食品に毒物を混入した場合はこの法律は適用されるとお考えですか、それとも適用されませんか、これが第一。

もう一つは、第五条に「捜査機関への協力」義務が規定されてゐます。「製造業者等は」犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し、必

要な協力をしなければならぬ。これは義務規定です。そうすると、警察が被疑者もしくは参考人として警察まで来てくれ、あるいは事情を説明してくれ、こういう要求をした場合に警察に行く義務が生じてくるのか、説明をする義務が生じてくるのか、この点はお考えでしょうか。

○参考人(池田正範君) 流通食品の定義というのが今さっきから問題になっているわけですが、一般的に解釈としては「公衆に販売される飲食物」ということから、小売の店頭で陳列してある状態に置かれてある商品ということであり、また、当然無償ということが前提にはならず、売られるという目的で置かれてある商品ということに通常はなるとは思いますが、しかし例えば付録といいますが、あるいはお客を誘引するための条件と申しますか、そういうふうな形で同時に同じ店で、あるいは同じ売り場の棚にあつたものがそのままそういう形で専用されるというふうな場合はやはりこの範囲の中に入ってくるのではなからうか。ただ、全然売り場とは別の場所、例えば更衣室のロッカーだとか、あるいは単なる路上で配るとかいったような形のもの、この流通食品の中に入っていないのではなからうかというふうには私自身は考えておるわけですが、先生はどうお考えになりますか。

それから、二番目の被疑者、参考人の件でございませうけれども、被疑者の問題ということになれば、これはこの法律ということよりは本来の刑法上の問題で、出頭して説明をするという義務は当然生じてくると思ひますが、一般的に参考人としての協力義務というふうなもの、この法律がなくともある程度対応はしなければいけないというふうには私も思つております。ただ問題は、この種の行為自体を処罰するという法律ができたわけでありまして、捜査機関に対する協力義務というものは一段とやはり通常の義務よりも強められたというふうには私も考えております。

○藤山博君 今の二番目の問題ですけれども、参考人として警察に呼ばれた場合には供述をする義務が生じてくるという御理解でしょうか。

○参考人(池田正範君) 必要な事実関係について知つてゐることについての説明というものは、例えば黙秘をするとか、その他の形で非協力の態度をとるといふことはよろしくないもので、当然協力義務の中にはそういう説明義務も入ってくるというふうには考えております。

○藤山博君 今の点について専門家である藤崎参考人にお聞きしますけれども、この法案の第二条には「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物をいう」ということになってゐます。これは有償の譲渡の場合だけを含む趣旨なのか、それとも無償譲渡も含む趣旨なのか、どちらに御理解ですか。

○参考人(藤崎生夫君) この条文では「販売」という法律用語とは違つた用語を使つておられますので、いささか売買とは異なり少し広いのじやないか、かように考えます。

○藤山博君 結局、有償譲渡、無償譲渡両方を含むのか、有償譲渡だけしか含まないのか。これがさつきから問題になっている構成要件の一つだと思ひますけれども、いかが御理解ですか。

○参考人(藤崎生夫君) やはり売買という法律行為が基本になつて、それに付随して商人の売買行為にどういふものが含まれるかということだと思ひます。

○藤山博君 販売というのは極めて法律的名用語です。これは食品衛生法の中に出てきます。薬事法にも出てきます。毒物及び劇物取締法の中にも出てきます。そして、もし本法案の販売というものが無償譲渡を含まないと思ひます。例えば食品衛生法第三条の中では販売という定義をこう書いておられます。「不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む」。つまり食品衛生法の販売

○参考人(藤崎生夫君) 私がいふのは、そういうふうには有償、無償で切り切るのではなくて、商人ですら、やはり売買が金を要するにもうけるという営利行為が基本ですから、それには多少のサービスとか、先ほど池田参考人が申し上げておりましたけれども、景品だとかあるいはお客を誘引する何らかのサービス、よくスパーなどで見かけますが、何か配つておられますけれども、そういうことも含まれるのじやないかというふうには御理解しております。

○藤山博君 この点を見解を異にしますけれども、次の問題に入ります。

○参考人(藤崎生夫君) 私も立法者じゃございませぬので何ともその辺の技術的な問題はお答えできないのですが、こういう抽象的な規定の仕方はそれは多少問題を含むものであるという事は私にもわかります。

○藤山博君 販売というものは極めて法律的名用語です。これは食品衛生法の中に出てきます。薬事法にも出てきます。毒物及び劇物取締法の中にも出てきます。そして、もし本法案の販売というものが無償譲渡を含まないと思ひます。例えば食品衛生法第三条の中では販売という定義をこう書いておられます。「不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む」。つまり食品衛生法の販売

○参考人(藤崎生夫君) 最終的には司法機関だと思ひます。裁判所ですね。

○藤山博君 第一次的には警察官ということになりますか。

○参考人(藤崎生夫君) それは警察官である場合もあるし、ほかの行政機関である場合もあると思ひますけれども。

○藤山博君 そうだとすれば極めて重大だと思ひます。日本の法律体系では毒物及び劇物取締法

○参考人(藤崎生夫君) 最終的には裁判所の判断がありまして、そこで公正というか正確な解釈は担保されるというふうには考えます。

○藤山博君 毒物及び劇物取締法が抽象的な定義規定を設けずに、何が毒物であり何が劇物であるかということ列挙する趣旨をとつてゐる、それとのバランスはどう考えられますか。

○参考人(藤崎生夫君) 私も立法者じゃございませぬので何ともその辺の技術的な問題はお答えできないのですが、こういう抽象的な規定の仕方はそれは多少問題を含むものであるという事は私にもわかります。

○藤山博君 これは論争になつてはいいませぬけれども、多少問題があるというんじやなくて、今の法律は劇物、毒物について制限列挙主義をとつてゐる。もしこの法案がその制限列挙主義を破ろうとするのであれば極めて重大だというふうには私は考えます。

○藤山博君 今、池田参考人に御意見を伺ひましたけれども、一般に国民は警察の呼び出しに応じない自由

○参考人(藤崎生夫君) 最終的には裁判所の判断がありまして、そこで公正というか正確な解釈は担保されるというふうには考えます。

○藤山博君 毒物及び劇物取締法が抽象的な定義規定を設けずに、何が毒物であり何が劇物であるかということ列挙する趣旨をとつてゐる、それとのバランスはどう考えられますか。

がある、供述を拒否する権利がある。これとの関係はどうなるのだろうか。池田参考人の御説明では、供述拒否というようなことはなかなか難しくなるんじゃないかという御意見のようでしたけれども、確かに法律を讀むとそう受け取られる余地があります。「捜査機関に対し、必要な協力をしなければならぬ。」しかし捜査機関の取り調べに對して協力をする義務はないというのは憲法上の原則です。刑事訴訟法でも同じようなことを書いております。この関係は、藤崎参考人どのようによい御理解ですか。

○参考人(藤崎生夫君) 申しわけないんですが、先生御指摘の条文は法案何条でございましょうか。

○諫山博君 第五条。

○参考人(藤崎生夫君) これは製造業者という団体に對して協力義務を規定したというふうに理解できますけれども、個々具体的な個人について供述義務を課しているわけではないわけでありまして、憲法上の原則は個人については依然として保障されるというふうに考えております。

○諫山博君 これも見解を異にします。警察が取り調べるのは団体を調べるわけじゃないですよ。団体の中のどれかの個人を調べるわけですよ。団体を主体にしているから憲法上の原則が生じないというのはいただけません。

次に、第十条の二項。例えばある人の従業員が雇い主に恨みを持つて業務上食品に毒物を混入したとします。そうすると、毒物を混入した本人が処罰されるだけではなくて、恨みを持たれて毒物を混入された雇い主までも処罰されるというふうに理解されますけれども、そういう趣旨だと思われませんか。そういう趣旨だとすればこれは極めて不可思議な法文ではなからうかということになります。御意見聞きたいと思ひます。

○参考人(藤崎生夫君) これは両罰規定を規定したものです。一方ではその従業員も「使用人その他の従業者」というふうに両罰の一方の当事者になるというふうに規定しておりますので、処罰

の対象になるというふうに理解いたします。

○諫山博君 私は両罰規定が必要な場合があることは否定しません。ただ本件に両罰規定をつくるというのはいかだろかと思ひます。今典型的な事例は、従業員が雇い主に恨みを持つて食品に毒物を混入した、そうすると雇い主はまき被害者なはずですが、それでも処罰されなければならぬのかということですが。

○参考人(柳原武男君) ちょっとよろしくございませう。今の両罰規定につきましてはちよつと誤解がありじやないかと思ひますが、この今の両罰規定は虚偽の届け出をした場合とか届け出をしない場合についてだけしか規定しておられないわけですね。ですから、毒物を混入した場合というのはいらないわけですね。

○諫山博君 了解いたしました。

それから第九条の関係ですが、流通食品に毒物を混入して人を死亡させた場合は、この法定刑よりもつと重いことになると思ひますけれども、いかがでしょうか。流通食品に毒物を混入して、その結果だれかが死亡したという場合はまさに殺人罪であつて、死刑、無期もしくは三年以上の懲役ということになると思ひますけれども。

○参考人(藤崎生夫君) それは刑法上で一所為數法に該当するといういわゆる觀念競合の関係に立ちますので、別にそれは両方、法上適用されるわけですね。

○諫山博君 それならわざわざ何でこんな規定を設けるのかという疑問が出てくるわけなんです。立法者の立場を貫けば、毒物を混入して人に傷害を与えた者は無期または一年以上の懲役というのであれば、賛成はできませんけれども筋は通ると思ひます。しかし、毒物を混入して人を死亡させた場合はまさにこれは殺人罪ですから、この場合に「死傷させた者」という言葉ではなくて、傷害を与えた者というふうにするのが正確な表現ではなからうかと思ひます。

○参考人(藤崎生夫君) 私の理解ではこれは要するに結果的加重犯ですから、こういう死傷、傷害

致死と同じような条文の文字ですね。よつて人を死傷させた場合と、これは刑法の一般的な用法だと思ひます。

○諫山博君 そうすると、第九条の趣旨は毒物を混入するときに殺意はなかつた、しかし結果的に死亡した場合にのみ適用されるものだという解釈ですか。

○参考人(藤崎生夫君) 結果的加重犯を規定しつつ、さらに故意犯も規定しているわけですね。殺意がある場合と、それから結果的加重によつて死傷を起こした場合、ですからそういう趣旨だと思ひます。

○諫山博君 いろいろ法律的に問題があることはわかりましたけれども、私の質問は終わります。

○三治重信君 参考人の方、御苦労さまでござい

ますが、ひとつ池田参考人に、こういう犯罪が食品に特殊な現象として出てきたんで、業界として大変対応策をとられることが必要であると思ひますが、そこでちよつと失礼な質問なんです。この財団法人食品産業センターというのは業界の団体とは違ふんじゃないかと思ひますが、これはそういう業界の団体としてならその業界としての対応策について非常に要望したいことがあるんだが、そうでなくて何か特別な財団法人の食品センターというのの中身が、実際はどういうことか、こういう食品センターというものができたのか、それをちよつと御説明願ひたいと思ひます。

それから、この法律もさることながら、結局いろいろ森永・グリコ事件のような大問題のやつは世間が騒ぐけれども、実際は嫌がらせというのか、ゆすり、たかひの部面が、この法律の対象にならぬようなものが随分あるんじゃないかと思ひます。そういうものが何が行われておられるのかどうかというのをひとつお願いを申し上げたいと思ひます。

それから田村参考人は、森永さんでは大変苦労されたわけなんですけれども、何としても自分た

ちの組合員の雇用の安定、それから賃金その他労働条件の維持というものについて大変な苦労をされたわけなんですけれども、やはりそういうことについて何と申しますか、今までとつてこれら苦労というものが大体正しいものか、もう少し何かほかの、こういうふうな協力を得たならばこんな苦労せぬでも済むんじゃないかというふうな、何というんですか、自分たちだけ一生懸命、従業員が勤務外にもいろいろ販売やつたりなんかしてえらい苦労するんだけれども、こんな苦労はごめんなんです、もう少し何かほかの、まあこの法律も一つの対応策なんでしようけれども、何かもう少しほかの組合としてこういうふうな線があつてしかるべきじゃないかというふうな、何か希望があるかどうか。

それから二人の弁護士さんに、賛成、反対の立場でお話しされておるんですが、私もどうもこの事件に對して柳原さんのおっしゃるやうに刑罰第一主義で対応するということについては非常に疑問がある。むしろこういうやうな対応策でやるならば刑罰なんというのとは特別重罰を課さぬでも、むしろ行政措置なり、刑罰を若干入れてもいいんだけれども、もう少しきめ細かな対応策的な立法の方がよかつたんじゃないか、こういうふうな感じを持つ。殊にこれは混入した場合ということになつてはいるやうな気がするんですけども、混入前のおどかし、ゆすり、たかひの部面なんかというのはそれはほかの刑法なり何なり幾らでもあるんじゃないかというところなんだけれども、何かこういう立法で特別こういうやうなものに對して対応するといふのだつたら、そういう予備的な行為も含めて、何か行政的な措置も含めて立法した方がより効果があるんじゃないかというやうな感じを持つんですが、そういう混入予告とかおどかしというやうな問題についてはどういふやうなお考えをお持ちになるかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○参考人(池田正範君) 食品産業センターの性格をお伺いをいたしたいわけですが、この

団体は財団法人でございまして、したがって會員制はとっておりませんけれども、現在日本全体の食品関係の中小企業を含めた組合がございまして、その約二百二十の組合が全部参加をしておるわけでございまして。そのほかに大きい企業約二百四十社程度のものが同時に賛助會員として入っておりまして、これから拠出されます賛助金と、それから別に政府からいろいろと調査等の委託がございまして、こういう委託事業も同時にございまして、それらを含めてやっておりますわけでございまして。したがって、今回のようなこういう業界を横断りにした事業が出てまいりますと、当然センターの会議の場でそれらの問題点をもち寄って議論をして業界としての対応策を決めて、行政庁の場合には農林水産省に、あるいは必要がある場合にはその他の方面にそれぞれセンターが中心になって活動をするというふうな形に一応なっておりますわけでございまして。ただ問題は、拠出金が必ずしも十分でないために十分な活動ができない面もございまして、だんだんにやはりこういう問題が出てまいりますと、共通の動きというものをしなければならぬ面が多くなつてまいりますので、機能的には最近ではむしろこういうセンターのような機能を活用して積極的に業界一本の対応をしていこうというふうな雰囲気が強まっているわけでございまして。

それから、いろいろと模倣犯がたくさん出てくるが、個別に一体対応策を業界として考えているのかというような御質問でございまして、当然のことと思いますが、実は幾つかございまして、当然のこと、一つは先ほど御質問がございましたので鈴木先生にお答えしたような、ああいうレジスタントバックといひますか、ああいういろいろと工夫をしまして、簡単ないたずらにはひつからぬ程度のものではしていくというところは、完全ではないけれども日夜実を研さんしております。研究所でも非常に大きな研究テーマの一つになっておりまして、食品の場合には内容のよいもの、新しいもの

のをつくり出していくことも研究の一つだけれども、それを安全に食品として消費者の手元に届けるためのバックの機能というものは商品と一体不可分のものであるというふうな考え方から、最近では特にこれに力を入れていろいろと研究所等でも技術的な検討をいたしております。

それから、やはり何よりもそういう問題が起る前に、そういう問題が起つた際に断固としてそういう悪に対して対決するのだという勇氣のある姿勢を経営者自身が平生から持つて、職員その他の部内にその決意を到達しておく必要が一番あるかと思うわけでございまして、この点につきましては最近では事あるごとに経営者の会議を開いて、その後、そういうふうな感じのものを各社の方へ伝達するというようなことは心がけておるつもりでございまして。

それからもう一つは、やはりいろいろな問題点が日常茶飯事のごとく仮に起つてくるといういたしますと、何かやはり個々の会社の対応と、それから森永さんが問題が起つたときに百円バックのお菓子を売つたとかいうようなテンポラリーな話だけでは対応できませんので、中長期的に見ますと、やはり経営を危殆に瀕させないための保険制度その他が、実は残念ながら現在日本ではこの種の危険保険というものについては何ら対応策ができておりませんが、法律的な裏づけも実は欠いておるわけでございまして、世界的に見ますと、この種の保険というものはあるわけでございまして。ただ問題は、こういう保険があることがわかり、その保険に入っていることがわかってきますと、犯人側は安心して攻めてくるというのではないかと、これが一つやはり特に取締当局等の懸念の材料になつていようござい

ます。そこで、そこらの点も含めまして、実は保険制度として何らかの共通の防衛体制がとり得る方法がないものかどうか。それは一体我々の中だけで共済的な形でやり得るのか、あるいは若干の制度的な裏打ちを得てやらなければならないものか、その

こらを含めまして実は内部では検討いたしております。まして、実はこの中で八条でございまして、八条の施策を講じていただく面もございまして、国の金を使う使わないというところは別にいたしましても、少なくとも国の施策の中で、そういったことについての協力体制をおとりいただければ業界としてはありがたい、そういうようなことを考えております。

○参考人(田村憲一君) この種の事件の発生に対しての考えられる措置については、ただいま池田参考人も御説明されましたけれども、決め手となるものはなかなか見当たらないというのが現実かというように思います。私もどなたもいたしまして、食品に毒物を混入させて脅迫したり、あるいは嫌がらせを行うことが社会悪であり、法律違反だ、そういうことを明確にすることに、つて根つこの部分をぜひ断つてほしい、そういう観点からこの法案の成立を望んでいるわけです。

○三治重信君 藤崎さんと柳原さんのお二人に質問してある。混入ということではなくて、そういう前の段階のおどし、たかりや何かという問題でたくさんあるんじゃないか、そういうような問題も、こういうような防止策といつたらこういうような法案の中に入れてやつた方がいいんじゃないのか。それはむだなことかと。

○参考人(藤崎生夫君) それは予備罪あるいは準備罪の規定を設けるかどうかという問題かと思ふんですが、この法案ではそこまで、予備罪を設けるといふのはなかなか問題なわけですね。要するにはつきりした証拠がないと予備罪というのはなかなか問題をはらむ性質を持っていますので、ですからその辺の問題があつたんだと思ふんですが、ですから普通は一般刑法の恐喝罪ということになると思ひます。

○参考人(柳原武男君) 柳原でございまして。何かほかにも対応策があるんじゃないかという御質問だと思ひますけれども、この法案で国の施策だとか地方公共団体の施策だとかいうようなことが抽象的に決められておりますが、こうい

う抽象的なことだけじゃなしに、何か具体的なものでも打ち出されれば刑罰だけでなしに犯罪が防げられるんじゃないか。特に裏取引をやらせまいというのであれば、損失についての補償的なものがある程度なくちゃ断固として悪の要求を拒否するということとはなかなか難しいんじゃないかと思ふんです。ですから、それを拒否すれば、その拒否しただけのことは面倒見てあげますよということがあれば、これはある程度そういう要求に屈しないということが可能になるんじゃないかなと。これは私も素人考えでございまして、何か御参考にもならないかと思ひますが、何かそういうことをお考えいただけた方が罰則だけよりもいいんじゃないかというふうなことを考えております。

○山田耕三郎君 池田参考人と田村参考人のお二人に同じ立場でお尋ねをいたします。私がお尋ねしようと思つておりましたのは、この法律が決まれば、それだけぐらゐの効果が期待されると思つておいでになりますかということ、これは既に質問をされて答弁もありました。もう一つの問題は、この種犯罪が防止をできるためにはほかに何らかの有効な手段を、もつときめ細かいものをお持ちですとかいうことをお尋ねしたいと思つておりましたが、それまただいまお答えになりました。そういうことで、質問というより、お答えは要りませんので、私の意見を要望として申し上げておきたいと思ひます。

本日の意見陳述の中で池田参考人は、我が国における食料企業の大きさを話いただきました。それは、やはり大きさと同時にその多様性も御表明になりましたが、これは消費者のニーズにこたえるという立場からはそれなりに社会的意義も大きいと思ひます。ただ、私が聞いておりました救いと思ひましたのは、今回のこの事件に對しまして、一般消費者から協力や激励の大きいものが寄せられたということでありまして、それは企業がわれなき犯罪の攻撃にさらされて大変困つておいでになりますことに対する社会正義の立場からの協力であつたと思ひます。だから、私はこのこと

は大変大切なことであると思ひますし、こういったことを助長するために企業の立場はまたより大事だと思ひます。

つい先日、参議院に公害健康被害補償法というのが提案されました。簡単に申しまして、企業が健康を失われた方々に補償のたために財政負担をして対応をいたいただくということであり、このように思ひます。けれども、その翌日のテレビに「住宅と健康」というのが放映されまして、ぜんそくに悩んでおりますおじいさんを看護しておいでになります。これまた年配のおばあさんが、だんだんと病気が進行をして、夫婦して点滴を受けなければならぬというのが茶の間に映し出されました。でありますけれども、やっぱりこういう実態があります以上、企業ももう少し社会的責任を考へてもらなければならぬのではないかと。素朴にそんな感じをいたしましたのでございませうけれども、きょうは特定してお尋ねをしておるわけでもございませう。一般論として申し上げましたので、またそのような立場でも御協力をいたいただくようお願いいたします。

二番目の問題は藤崎参考人にお尋ねをいたします。先日、内閣広報室がマスコミを通じて、極左暴力防止に関連をいたしまして、国民の通報を要請した意味の広告がありました。今回のこの法律に、先ほどの陳述の中にもございましたように、通報が強要をされる条項が入っております。これは結果的には国民同士が監視をし合うというところになりますのでございませうけれども、この通報に罰則がなかった場合には全然効果のないものだ、こういう御判断をなさいますかどうか、このことについてお尋ねをいたします。

柳原参考人には次のことをお尋ねいたします。東京弁護士会が発表をしておいでになります意見の中に、本法律の制定についていろいろ問題を指摘しておいでになります。その中の一つ、特別措置法案成立の経過を見ると、犯人がつかまらな

いという懸念が先に、一罰百戒ということで、罪刑法定主義については全く考慮することなく、常に罰則が優先をしており、国民的論議どころか、通常の法案作成過程、立法過程すら無視しているところがあり、その中の通常の法案作成過程、立法過程すら無視しておる、これのあるべき姿について教えていただきたい。

以上です。

○参考人(藤崎生夫君) ただいま先生のおっしゃった通報義務というのは第四条のことをおっしゃっているわけですね。第四条は、当初、原案ではこれ一般人に対する通報義務を規定していたと思ふんですが、その場合かなりやはり問題があったと思ひます。私もそれについてはかなり批判を持っていたんですが、その後製造業者だけに通報義務、届け出義務が限定されましたので、一般人に対するおそれといひますか、一般の人が何か巻き込まれて処罰を受けるというふうなことはなくなつたと思ひます。

それから、製造業者は自分の会社の利益を守るというところから、基本的には協力すべきだといふふうな思ひます。ただ、その実効性を担保する刑罰、罰則ですね。やはりそれがそういう義務を負うかという関連で罰則というのは考えなくちゃいけないんですが、この場合、製造業者がそういう義務を負担して、しかも罰則を受けるというところであれば問題は比較的にいいというふうに考えます。

○参考人(柳原武男君) 柳原でございます。ただいまの御質問にお答えいたします。ただいま東京弁護士会の意見書で、一罰百戒ということとで罪刑法定主義については全く考慮することなくと言っておりますが、この点は筆の走りでございます。こうやって法律で決めておられるわけですから、全く考慮してないというのはまあ言い過ぎだといふふうに考えます。

ただ、通常の法案作成過程と申しておりますのは、特に刑罰の場合には法務省の刑法関係の審議会といういろいろの意見をまとめた上でやるというの

が原則になつておりますので、そのところを言つておるんだと思ひます。やはりある程度年数をかけて刑罰的なものは練つた上でやっていくのが原則だということをおっしゃるんだと思ひます。

○山田耕三郎君 終わります。

○委員長(岡部三郎君) 以上をもちまして参考人の方々に對する質疑は終わりました。

参考人の方々に一言御礼を申し上げます。

本日は御多用中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただき、有意義な御意見をお述べいただきましてまことにありがとうございます。本委員会を代表しまして厚く御礼を申し上げます。次第でございます。どうもありがとうございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十分散会

九月七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願(第一九〇五号)(第一九三三三号)

第一九〇五号 昭和六十二年九月三日受理

米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願(一通)

請願者 新潟県小千谷市池中新田四七九

田中君江 外四千二百三十三名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一九三三三号 昭和六十二年九月三日受理

米の輸入反対、食糧管理制度の改善・充実等に関する請願

請願者 新潟県小千谷市片貝町六、一〇

七 安達敏雄 外三百二十一名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

九月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案(衆)(第百七回国会提出、衆議院継続審査)

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法案

流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、流通食品への毒物の混入等を防止するための措置等を定めるとともに、流通食品に毒物を混入する等の行為を処罰することにより、国民の生命又は身体に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の平穩と安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「流通食品」とは、公衆に販売される飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)をいう。

2 この法律において「毒物」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一及び第二に掲げる物(薬事法に規定する医薬品及び医薬部外品を除く)。

二 薬事法第四十四条第一項又は第二項の規定により厚生大臣が指定した医薬品

三 前二号に掲げる物以外の物で、その毒性又は劇性が前二号に掲げる物の毒性又は劇性に類似するもの

(国の施策等)

第三条 国は、流通食品に毒物が故意により混入され、添加され、若しくは塗布されること又は毒物が混入され、添加され、若しくは塗布された飲食物が故意により流通食品と混在させられること(以下「流通食品への毒物の混入等」という。)を防止するため必要な施策を総合的に

講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

3 流通食品の製造（採取及び加工を含む）、輸入又は販売を業とする者（以下「製造業者等」という。）は、流通食品への毒物の混入等の防止に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる施策に協力するものとする。

（警察官等への届出）
第四条 製造業者等は、その営業に係る流通食品につき、流通食品への毒物の混入等があつたことを知つたときは、直ちにその旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（捜査機関への協力）
第五条 製造業者等は、その事業に係る流通食品についての流通食品への毒物の混入等に関する犯罪の捜査が円滑に行われるよう、捜査機関に対し、必要な協力をしなければならない。

（関係行政機関への通報）
第六条 警察官又は海上保安官は、流通食品への毒物の混入等があつた場合（その疑いがある場合を含む。以下同じ。）又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

（流通食品への毒物の混入等の防止のための指導又は助言等）
第七条 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等のおそれがあると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品への毒物の混入等の防止のためとるべき措置に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 主務大臣は、流通食品への毒物の混入等があつた場合において特に必要があると認めるときは、製造業者等に対し、当該流通食品又は飲食物につき必要な措置をとることを求めることができる。

3 関係行政機関は、前二項の規定の実施について

て、主務大臣に協力するものとする。

4 前三項の主務大臣は、当該流通食品の流通を所掌する大臣とする。

（流通食品の適切かつ円滑な流通の維持等のための措置）
第八条 国又は地方公共団体は、流通食品への毒物の混入等があつた場合又は流通食品への毒物の混入等のおそれがある場合においては、流通食品の適切かつ円滑な流通の維持を図り、又は製造業者等の経営の安定に資するため、製造業者等に対し、必要な指導、助言、資金のあつせんその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（罰則）
第九条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 流通食品に、毒物を混入し、添加し、又は塗布した者
二 毒物が混入され、添加され、又は塗布された飲食物を流通食品と混在させた者
三 前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は一年以上の懲役に処する。

4 前三項の罪に当たる行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

5 第一項又は第三項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕する。

第十条 第四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則
この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

九月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案（衆）

採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律案
採卵養鶏業への農外大企業者等の進出の規制等に関する法律

目次
第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 農外大企業者等の養鶏業の規制（第三条―第十二条）
第三章 鶏卵の需給が著しく均衡を失する場合における措置（第十三条―第十七条）
第四章 雑則（第十八条―第二十四条）
第五章 罰則（第二十五条―第二十九条）

附則
第一章 総則
第一条 この法律は、国民経済上養鶏農家の事業分野として確保することが適切であると認められる鶏卵生産のための養鶏業の分野への農外大企業者等の進出を規制するとともに、鶏卵の需給が著しく均衡を失する場合において養鶏業者の事業活動を調整するために必要な特別の措置を講ずることにより、養鶏農家の及び養鶏業の安定的な発展を図り、もつて国民生活の安定と国民経済の民主的な発展に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律において「採卵鶏」とは、鶏卵を生産することを目的として飼養される鶏の雌で農林水産省令で定めるものをいう。

2 この法律において「養鶏業」とは、採卵鶏を飼養して鶏卵を生産する事業をいう。

3 この法律において「養鶏農家」とは、養鶏業を営む者（以下「養鶏業者」という。）のうち、その営む養鶏業に必要な労働力を主としてその者及びその者と同一の世帯に属する者の労働に依拠する個人をいう。

4 この法律において「農業法人」とは、農民（自ら農業を営み、又は農業に従事する個人をいう。）の組織する法人で政令で定める要件を具備するものをいう。

5 この法律において「限度羽数」とは、合理的な経営を営む養鶏農家が飼養することができる採卵鶏の羽数の最大限度を参酌して政令で定める採卵鶏の羽数をいう。

第二章 農外大企業者等の養鶏業の規制
（農外大企業者等の養鶏業の禁止）
第三条 農業法人以外の法人で資本の額又は出資の総額が十億円以上のもの（以下「農外大企業者」という。）は、養鶏業を営んではならない。

（農外企業者等の大規模養鶏業の許可）
第四条 限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事業場を設けて事業を営もうとする場合にあつては農林水産大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事業場を設けて事業を営もうとする場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、農林水産省令で定めるところによりその営もうとする養鶏業に必要な労働力を主としてその者及びその者と同一の世帯に属する者の労働に依拠する者であることにつき都道府県知事の認定を受けた個人並びに農業法人については、この限りでない。

第五条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 資本の額又は出資の総額 三 採卵鶏の飼養のための設備の規模 四 事業場の所在地 五 その他農林水産省令で定める事項 2 前項の申請書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。 第六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同条の許可をしてはならない。 一 申請者が、この法律の規定により刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないものであるとき。 二 申請者が、第十一条の規定により許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。 三 申請者が法人であつて、その業務を行う役員のうち第一号又は前号に該当する者があるとき。 四 申請者が当該養鶏業を営むことにより養鶏農家の事業活動を著しく圧迫すると認められるとき。	一に該当するときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。 一 第五条第一項各号に掲げる事項に変更（前条第一項に規定する経営規模の拡張に係る変更を除く。）があつたとき。 二 第四条の許可に係る養鶏業を限度羽数を超える部分の羽数以上の羽数につき廃止したとき。 2 前項第二号に該当する旨の届出があつたときは、第四条の許可は、その効力を失う。 （許可の承継） 第九条 第四条の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。 （指示） 第十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の許可を受けた養鶏業者の事業活動が養鶏農家の事業活動に相当程度の悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該許可を受けた養鶏業者に対し、必要な指示をすることができ。 （許可の取消し等） 第十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第四条の許可を受けた養鶏業者が次の各号の一に該当するときは、同条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその養鶏業（限度羽数を超える部分に限る。）の全部若しくは一部の停止を命ずることができ。 一 第六条第一項第一号又は第三号の規定に該当するに至つたとき。 二 第六条第三項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の条件に違反したとき。 三 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。 四 不正な手段により第四条又は第七条第一項の許可を受けたとき。 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る養鶏業者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。 3 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。 4 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。	（経営規模の拡張の許可） 第七条 第四条の許可を受けた養鶏業者は、採卵鶏の飼養のための設備の新設又は増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。 （名称変更等の届出等） 第八条 第四条の許可を受けた者は、次の各号の	定による処分をしようとするときは、その処分に係る養鶏業者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。 3 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。 4 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。 （農業法人による大規模養鶏業の届出） 第十二条 限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営もうとする農業法人は、二以上の都道府県の区域内に事業場を設けて事業を営もうとする場合に於ては農林水産大臣に、一の都道府県の区域内のみ事業場を設けて事業を営もうとする場合に於ては当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。 一 名称、住所及び代表者の氏名 二 資本の額又は出資の総額 三 採卵鶏の飼養のための設備の規模 四 事業場の所在地 五 その他農林水産省令で定める事項 第三章 鶏卵の需要が著しく均衡を失する場合には、鶏卵の生産の競争が正常の程度を超えて行われているため、その供給が著しく均衡を失し、養鶏業者（合理的な経営を営む養鶏農家が飼養する採卵鶏の羽数を参照して政令で定める羽数以上の採卵鶏を飼養する者に限る。以下この章において同じ。）の相当部分の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、養鶏業者が自主的に行う鶏卵の生産の調整によつてはこのような事態を克服することができず、このような状態	（全国飼養羽数限度及び都道府県別飼養羽数限度） 第十三条 農林水産大臣は、鶏卵の生産の競争が正常の程度を超えて行われているため、その供給が著しく均衡を失し、養鶏業者（合理的な経営を営む養鶏農家が飼養する採卵鶏の羽数を参照して政令で定める羽数以上の採卵鶏を飼養する者に限る。以下この章において同じ。）の相当部分の経営の安定が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、養鶏業者が自主的に行う鶏卵の生産の調整によつてはこのような事態を克服することができず、このような状態	が継続することが国民経済の健全な発展に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、目標とすべき国内における採卵鶏の総飼養羽数の適正な限度（以下「全国飼養羽数限度」という。）及び都道府県ごとのその都道府県の区域内における採卵鶏の総飼養羽数の適正な限度（以下「都道府県別飼養羽数限度」という。）を定め、これらを都道府県知事に通知するものとする。 2 農林水産大臣は、前項の規定により全国飼養羽数限度及び都道府県別飼養羽数限度を定めようとするときは、中央農家養鶏振興協議会の議を経るとともに、都道府県知事に協議しなければならない。 3 前二項の規定は、全国飼養羽数限度及び都道府県別飼養羽数限度の変更について準用する。 （養鶏業者別飼養羽数限度） 第十四条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における採卵鶏の総飼養羽数が都道府県別飼養羽数限度を超えないようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域内における前条第一項の政令で定める羽数以上の採卵鶏を飼養して養鶏業を営もうとする者ごとの採卵鶏の飼養羽数の適正な限度（以下「養鶏業者別飼養羽数限度」という。）を定め、これを当該養鶏業を営もうとする者に対し通知するものとする。 2 都道府県知事は、前項の規定により養鶏業者別飼養羽数限度を定めるに当たつては、採卵鶏の飼養の実情等を考慮するとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。 一 合理的な経営を営む養鶏農家の育成に支障を及ぼすことがないようにすること。 二 不当に差別的でないこと。 3 都道府県知事は、第一項の規定により養鶏業者別飼養羽数限度を定めようとするときは、都道府県農家養鶏振興協議会の議を経るとともに、当該養鶏業を営もうとする者の意見を聴かなければならない。
---	---	--	--	--	--

4 前三項の規定は、養鶏業者別飼養羽数限度の変更について準用する。

(勸告及び公表)

第十五条 都道府県知事は、前条第一項の規定による通知を受けた養鶏業者が当該通知に係る養鶏業者別飼養羽数限度を超えて採卵鶏を飼養している場合には、当該養鶏業者に対し、当該養鶏業者別飼養羽数限度を超える羽数の採卵鶏の飼養を都道府県知事が当該養鶏業者が飼養する採卵鶏の産卵期間を考慮して定める期限までに停止するように勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、都道府県農家養鶏振興協議会の議を経なければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、養鶏業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(命令)

第十六条 都道府県知事は、前条第一項の規定による勧告を受けた養鶏業者が、同条第三項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、当該養鶏業者が当該措置を執らないことにより、当該都道府県の区域内における採卵鶏の総飼養羽数が当該都道府県の都道府県別飼養羽数限度に農林水産省令で定める率を乗じて得た羽数を超えるときは、当該養鶏業者に対し、当該勧告に係る措置(当該勧告に係る措置を確保するために必要な限度における採卵鶏の飼養のための設備の使用の制限に関する措置を含む。)を執るべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、都道府県農家養鶏振興協議会の議を経なければならない。

(措置の変更又は廃止)

第十七条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第十三条から前条までの規定による措置をした後

において、これらの規定によりその措置をする要件となつた事実が変化し、又は消滅したと認めるときは、政令で定めるところにより、速やかに、その措置を変更し、又は廃止するために必要な措置を講じなければならない。

第四章 雑則

(調査)

第十八条 農林水産大臣及び都道府県知事は、養鶏業者の経営の状況及び鶏卵の需給事情に関し必要な事項について調査を行うものとする。

(養鶏農家の組織する団体の申出)

第十九条 養鶏農家の組織する団体は、養鶏農家及び養鶏業を営む農業者以外の養鶏業者の事業活動が養鶏農家の事業活動を著しく圧迫している等の事実があると認料するときは、農林水産大臣又は都道府県知事に対し、当該事実を具体的に摘示して、必要な措置を採るべきことを申し出ることができる。

(立入検査等)

第二十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、養鶏業者に対し、その者の業務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、養鶏業者の事務所若しくは鶏舎その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により養鶏業者の事務所又は鶏舎その他の事業場に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(農外大企業者等が支配力を及ぼしている法人の特例)

第二十一条 農外大企業者が資本的又は人的関係において支配力を及ぼすことが可能なものとして政令で定める関係(次項において「支配関係」という。)を持つている法人は、この法律の規定の適用については、当該農外大企業者とみなす。

2 農外大企業者(前項の規定により農外大企業者とみなされた者を含む。)以外の法人(農業法人を除く。以下「農外企業者」という。)が支配関係を持つている法人は、この法律の規定の適用については、当該農外企業者とみなす。

(農家養鶏振興協議会)

第二十二条 農林水産省に中央農家養鶏振興協議会を、都道府県に都道府県農家養鶏振興協議会を置く。

2 中央農家養鶏振興協議会又は都道府県農家養鶏振興協議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は都道府県知事の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

3 中央農家養鶏振興協議会又は都道府県農家養鶏振興協議会は、前項に規定する事項についてそれぞれ農林水産大臣又は都道府県知事に意見を述べることができる。

第二十三条 中央農家養鶏振興協議会は、学識経験のある者並びに養鶏業者の団体及び消費者の団体がそれぞれ推薦する者につき農林水産大臣が任命する委員二十人以内で組織する。

2 都道府県農家養鶏振興協議会は、学識経験のある者並びに養鶏業者の団体及び消費者の団体がそれぞれ推薦する者につき都道府県知事が任命する委員十五人以内で組織する。

第二十四条 この法律に定めるもののほか、中央農家養鶏振興協議会及び都道府県農家養鶏振興協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条の許可を受けずに限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んだ者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項の許可を受けずに同項の政

令で定める経営規模の拡張をした者

二 第十一条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十六条第一項の規定による命令に違反した者

第二十七条 第八条第一項又は第十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第二十九条 第二十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農外大企業者に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に限度羽数以下の羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んでいる農外大企業者については、第三条の規定は適用しない。

2 この法律の施行の際現に限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んでいる農外大企業者は、第三条の規定にかかわらず、第四条の許可を受けたものとみなす。

3 前二項に規定する農外大企業者は、この法律の施行の日から一月以内に、二以上の都道府県の区域内に事業場を設けて事業を営んでいる場合にあつては農林水産大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事業場を設けて事業を営んでいる場合にあつては当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。

4 第一項及び第二項に規定する農外大企業者は、第七條第一項の規定にかかわらず、採卵鶏の飼養のための設備の新設又は増設その他の政令で定める経営規模の拡張をしてはならない。

(農外企業者等に関する経過措置)

第三條 この法律の施行の際現に限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んでいる者(農外大企業者 養鶏農家及び農業法人を除く。)は、第四條の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第四條の許可を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から一月以内に、二以上の都道府県の区域内に事業場を設けて事業を営んでいる場合に於ては農林水産大臣に、一の都道府県の区域内にのみ事業場を設けて事業を営んでいる場合に於ては当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。

(養鶏農家に関する経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んでいる養鶏農家は、この法律の施行の日から一月間、第四條ただし書に規定する認定を受けたものとみなす。

(農業法人に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に限度羽数を超える羽数の採卵鶏を飼養して養鶏業を営んでいる農業法人は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、第十二條の規定による届出をしなければならぬものとし、それまでの間は、同條の規定による届出をして養鶏業を営んでいるものとみなす。

(罰則)

第六條 附則第二條第四項の規定に違反した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第七條 附則第二條第三項又は附則第三條第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五百万円以下の罰金に処する。

第八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理

人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。